

(資料の 2)

「中華人民共和国刑事訴訟法」を執行する解釈

(最高人民法院1998年 9 月 8 日公布)

野 村 稔
張 凌

これは、中国最高裁判機関である最高人民法院が改正刑事訴訟法（1996年 3 月17日）について裁判手続及び裁判制度を中心として解釈したものであり、特に、組織体犯罪事件の審理手続、押収及び凍結の手続、刑事司法共助の手続等の改正刑事訴訟法に規定されていない条文は注目され、中国刑事訴訟法及び中国現行の裁判制度を理解するために不可欠な資料である。

- | | |
|------------------------------|---|
| 一 管 轄（第 1 条—第22条） | 条） |
| 二 回 避（第23条—第32条） | 一四 法定刑下限以下で処した刑罰及び特殊の事情を適用する仮釈放の許可手続（第268条—第273条） |
| 三 弁護及び代理（第33条—第51条） | |
| 四 証 拠（第52条—第62条） | |
| 五 強制措置（第63条—第83条） | |
| 六 附帯民事訴訟（第84条—第102条） | 一五 死刑の許可手続（第274条—第287条） |
| 七 期間、送達及び審理の期限（第103条—110条） | 一六 押収又は凍結された財物の処理（第288条—第295条） |
| 八 裁判の組織（第111条—115条） | 一七 裁判監督手続（第296条—第312条） |
| 九 公訴事件の第一審手続（第116条—185条） | |
| 一〇 自訴事件の第一審手続（第186条—206条） | 一八 涉外刑事事件の審理手続（第313条—第336条） |
| 一一 組織体犯罪事件の審理手続（第207条—第216条） | 一九 執行の手続（第337条—第365条） |
| 一二 簡易手続（第217条—第230条） | 二〇 附 則（第366条—第367条） |
| 一三 第二審の手続（第231条—第267 | |

改正刑事訴訟法を正しく理解し適用するために、人民法院の裁判業務の実際

と結びつき、刑事訴訟法を執行する若干の問題については次のように解釈する。

一 管 轄

第1条① 人民法院が直接に受理する自訴事件は、次の各項に掲げる事件とする。

②（被害者側の）提訴を待って処理する事件。

一 侮辱事件、誹謗事件（刑法第246条に規定する事件であるが、社会の秩序又は国家の利益に危害を及ぼす事件は除く）。

二 暴力で婚姻の自由を干渉する事件（刑法第257条第1項）。

三 虐待事件（刑法第260条第1項）。

四 占有事件（刑法第270条）。

③ 人民検察院が公訴を提起しないが、被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。

一 故意傷害事件（刑法第234条第1項）。

二 住宅を不法に侵入する事件（刑法第245条）。

三 通信の自由を侵害する事件（刑法第252条）。

四 重婚事件（刑法第258条）。

五 遺棄事件（刑法第261条）。

六 偽・劣等の商品を生産し又は販売する事件（刑法各則第3章第1節。ただし、社会の秩序又は国家の利益に危害を及ぼすものは除く）。

七 知的財産権を侵害する事件（刑法各則第3章第7節。ただし、社会の秩序又は国家の利益に危害を及ぼす事件は除く）。

八 刑法各則第4章及び第5章に規定するもので、被告人に対して懲役3年以下の刑罰に処せられる可能性のある事件。

以上の8号の事件に対して、被害者が直接に人民法院に起訴した場合は、人民法院は法により受理しなければならない。そのうちの証拠が不十分で公安機関が受理することができる事件、又は被告人が懲役3年以上の刑罰に処せられる可能性があると認める事件については、公安機関に移送し、公安機関が立案して捜査する。

④ 被害者が、被告人の被害者に対する人身又は財産的権利を侵害した行為について法により刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民検察院が既に追及しない書面決定を下した事件。

第2条 犯罪地とは犯罪行為の発生地を指す。不法領得を目的とする財産犯罪については、その犯罪地には犯罪行為の発生地及び犯罪者が財産を実質的に取得した犯罪結果の発生地が含まれる。

第3条① 刑事自訴事件の自訴人、被告人のいずれか又はいずれも香港・マカオ・台湾に居住している中国の公民である場合、又はその住所地が香港・マカオ・台湾に所属する組織体である場合は、犯罪地の基層人民法院が裁判を行う。

② 香港・マカオ・台湾同胞が告訴した場合は、香港・マカオ・台湾の住民身分証明書、里帰り証明書又はその他の本人の身分を証明できる証明書を提示しなければならない。

第4条 人民検察院が無期懲役又は死刑に処せられる可能性があると認めることにより中級人民法院に公訴を提起した普通の刑事事件については、中級人民法院は、これを受理した後、無期懲役以上の刑罰に処する必要があると認めた場合には、法によりこれを審理することができるが、基層人民法院の審理に移送しない。

第5条 1人が数罪を犯した事件、共同犯罪の事件又はその他の併合審理を必要とする事件については、そのうちの1人又は1罪が上級人民法院に管轄される限り、全部の事件は上級人民法院が管轄することになる。

第6条 組織体犯罪の刑事事件については、犯罪地の人民法院が管轄する。被告人である組織体の住所地の人民法院が管轄するのが便宜である場合には、被告人である組織体の住所地の人民法院が管轄する。

第7条① 中華人民共和国が締結し又は参加した国際条約において規定している犯行については、中華人民共和国は条約の義務を負う範囲内で刑事管轄権を行使する。

② 前項に規定する事件については、被告人が捕まえられた地の中級人民法院が管轄する。

第8条 中華人民共和国領域外における中国の船舶内で行った犯罪については、犯罪が発生した後、その船舶が最初に止まる中国の港の所在地の人民法院がこれを管轄する。

第9条 中華人民共和国領域外における中国の航空機内で行った犯罪については、犯罪が発生した後、その航空機が中国において最初の着陸地の人民法院がこれを管轄する。

第10条 国際列車において行った犯罪については、わが国が関係の国家と結んだ管轄協定に基づいて管轄を確定する。管轄協定のない場合には、犯罪が発生した後、その列車が最初に止まる中国の駅の所在地又は目的地の鉄道運輸法院がこれを管轄する。

第11条 中国の公民が外国に駐在している中国大使館又は領事館内で行った犯罪については、その公民が所属する組織体の所在地又はその公民の原戸籍所在地の人民法院がこれを管轄する。

第12条 中国の公民が中華人民共和国領域外において行った犯罪については、その公民が出国する前の居住地又は原戸籍所在地の人民法院がこれを管轄する。

第13条 外国人が、中華人民共和国領域外において中華人民共和国の国家又は公民に対して行った犯罪については、「中華人民共和国刑法」に基づいて処罰を受けなければならない場合には、当該外国人の入国地の中級人民法院がこれを管轄する。

第14条① 現に服役している犯人が判決の宣告を受ける前に、その他の犯罪がまだ裁判を受けていないと認めた場合には、原審の人民法院がこれを管轄する。犯人の服役地又は発見された新たな犯罪の主要な犯罪地の人民法院が管轄するのが適当である場合には、服役地又は発見された新たな犯罪の主要な犯罪地の人民法院がこれを管轄する。

② 現に服役している犯人が服役の期間中においてさらに犯罪を行った場合は、服役

地の人民法院がこれを管轄する。

③ 現に服役している犯人が逃亡中において行った犯罪については、犯罪地で犯人を捕まえられた時にその犯罪が発覚したときには犯罪地の人民法院が管轄し、捕まえられてから監獄に護送した後にその犯罪が発覚したときには、犯人の服役地の人民法院が管轄する。

第15条 上級人民法院が下級人民法院の管轄する第一審刑事事件を審理する必要があると認めた場合には、下級人民法院に管轄変更決定書を発行するとともに、書面で同級の人民検察院に通知しなければならない。

第16条① 基層人民法院は、重大な事件、複雑な事件又は無期懲役若しくは死刑に処せられる可能性のある第一審刑事事件について、中級人民法院に移送して裁判を行わせることを請求する場合には、合議廷を通じて当該院長に報告して、院長が決定した後、事件審理期限満了の15日前に書面で移送を請求しなければならない。中級人民法院は移送請求を受け取った日から10日以内に決定を行わなければならない。

② 中級人民法院が移送に同意しない場合には、基層人民法院に移送不同意決定書を発行し、当該基層人民法院が法により裁判を行わなければならない。移送に同意した場合は、基層人民法院に移送同意決定書を発行するとともに、書面で同級の人民検察院に通知しなければならない。基層人民法院は、上級人民法院の移送同意決定書を受け取った後、同級の人民検察院及び当事者に通知するとともに、起訴の資料を同級人民検察院に返還しなければならない。

第17条 二つ以上の同級人民法院のいずれもが管轄権を有する事件については、最初に受理した人民法院が管轄する。まだ開廷審理をしていない場合は、必要なときには、被告人の主要な犯罪地の人民法院に移送することができる。管轄権について争いのある場合は、審理の権限内で協議してこれを解決しなければならない。協議できない場合は、争いのある人民法院はそれぞれそれらの共同の一級上の人民法院に報告し、その一級上の人民法院が管轄を指定する。

第18条 管轄権を有する人民法院は、事件が当該法院の院長にかかり回避の必要がある等の理由によって管轄権を行使することが不適切である場合には、一級上の人民法院に管轄させることを請求することができる。一級上の人民法院は、請求した人民法院と同級の他の人民法院を指定して管轄をさせることもできる。

第19条① 上級人民法院が管轄を指定する場合は、指定された人民法院及びその他の関係する人民法院に管轄指定決定書を送達しなければならない。

② 事件を受理した原人民法院は、上級人民法院がその他の人民法院を指定する管轄決定書を受け取った後、管轄権を行使しないことになる。公訴事件については、書面で公訴を提起した人民検察院に通知して全部の事件書類を返還するとともに、書面で当事者に通知しなければならない。自訴事件については、全部の事件書類を指定された人民法院に移送するとともに、当事者に通知しなければならない。

第20条 現役の軍人（軍隊内部の職員を含む。以下、同）が軍人でない者と共同して犯罪を行った場合は、軍事法院と地方人民法院又はその他の専門法院がそれぞれ管轄する。国家の軍事秘密にかかわる場合には、全部の事件は軍事法院が管轄する。

第21条 次の各号に掲げる事件については、地方の人民法院又は軍事法院以外の専門法院が管轄する。

- 一 軍人でない者又は随軍の家族が軍隊の駐屯地内で犯罪を行った事件。
- 二 軍人が退役の手續を完了した後に犯罪を行った事件。
- 三 現役の軍人が入隊する前に犯罪を行った事件（服役期間中の犯罪と併合して審理すべき事件は除く）。
- 四 退役した軍人が服役期間内に犯罪を行った事件（軍人の職責に違反する罪を行った場合は除く）。

第22条 上級人民法院が必要なとき、下級人民法院の管轄する事件をその他の下級人民法院による管轄に指定することができる。

二 回 避

第23条 裁判委員会委員、合議廷の構成員又は単独制の裁判員が、刑事訴訟法第28条又は第29条に掲げる事由の一つに該当する場合は、自ら回避しなければならない。当事者及びそれらの法定代理人は以上の人員の回避を請求する権利を有する。

第24条① 裁判員が自ら回避する場合は、口頭又は書面でこれを提出することができる。かつ、その理由を説明し、院長がこれを決定する。

② 当事者又はそれらの法定代理人が裁判員の回避を請求した場合は、口頭又は書面で提出することができ、院長がこれを決定するとともに、その決定を請求者に通知する。

第25条① 当事者及びそれらの法定代理人が人民法院院長の回避を請求した場合又は院長が自ら回避した場合は、裁判委員会が討議して決定するとともに、その決定を請求者に通知しなければならない。

② 裁判委員会が院長の回避問題を討議するときには、副院長が主宰し、院長はこれに参加してはならない。

第26条 回避すべき人員であるにもかかわらず、本人自らが回避せず当事者及びそれらの法定代理人もその回避を請求しなかった場合には、院長又は裁判委員会はその回避を決定しなければならない。

第27条 刑事訴訟法第29条の規定に基づいて提出した回避請求について、請求者は証明資料を提出しなければならない。

第28条 回避の決定を受けた人員が決定に対して異議のある場合は、公判が開始する前に、1回の申立てを請求することができる。回避請求が却下された当事者又はそれらの法定代理人が決定に対して異議のある場合は、法廷において1回の申立てを請求することができる。

第29条 刑事訴訟法第28条又は第29条に掲げる回避事由に基づかない回避請求については、法廷で却下された場合は、申立てすることはできない。

第30条 当事者又はそれらの法定代理人が、出廷している檢察人員又は書記官に対して回避の請求を提出した場合には、人民法院はその檢察人員の出廷を派遣した人民檢察院に通知し、当該檢察院の檢察長又は檢察委員会が回避を決定する。

第31条① 当該事件の捜査又は起訴に参加したことがある捜査人員又は検察人員が、人民法院に転職した場合は、当該事件の裁判員を担当してはならない。

② 一つの裁判手続において当該事件の裁判業務に参与した合議廷の構成員は、さらに当該事件の別の手続に参与してはならない。

第32条 本章の回避に関する規定は、法廷における書記員、翻訳人及び鑑定人にも準用する。その他の回避の問題は人民法院院長が決定する。

三 弁護及び代理

第33条① 人民法院が事件を審理する過程において、被告人が刑事訴訟法第32条に規定する弁護権利を行使することを十分に保障しなければならない。ただし、次の各号に掲げる人員は依頼を受けて弁護人を担当してはならない。

- 一 執行猶予が宣告された者及び刑罰の執行が完了していない者。
- 二 法により人身の自由が剥奪され又は制限されている者。
- 三 行為無能力者又は制限行為能力者。
- 四 人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関及び監獄の現職の人員。
- 五 当該法院の人民陪審員。
- 六 当該事件の審理結果と利害関係のある者。
- 七 外国人又は無国籍の者。

② 前項第4号ないし第7号に規定する人員が被告人の近親者又は監護人で、被告人の依頼を受けて弁護人を担当する場合は、人民法院がこれを許可することができる。

第34条 弁護士、人民団体、被告人の所属組織体の推薦する公民、被告人の監護人又はその親戚若しくは友人が、依頼を受けて弁護人を担当した場合は、人民法院がその身分証明書及び弁護依頼書を確認しなければならない。

第35条 1名の被告人が弁護人を依頼するときは、2人の弁護人を超えてはならない。共同犯罪の事件において、1名の弁護人は2名以上の同一事件の被告人のために弁護を行ってはならない。

第36条 被告人が弁護人を依頼しておらず、次の各号に掲げる事情がある者については、人民法院はその者のために弁護人を指定しなければならない。

- 一 盲人、聾啞者又は制限行為能力者。
- 二 公判のときに18歳未満の未成年者。
- 三 死刑に処せられる可能性のある者。

第37条 被告人が弁護人を依頼しておらず、次の各号に掲げる事情があるときは、人民法院はその者のために弁護人を指定することができる。

- 一 当地政府が規定する経済的困難の基準に該当している場合。
- 二 本人に確かにお金の出所がなく、その家庭の経済的状況を確認することができない場合。
- 三 本人に確かにお金の出所がなく、その家族に数回にわたって説得してもなおその者のために弁護士の費用を負いたがらない場合。
- 四 共同犯罪の事件でその他の被告人が既に弁護人を依頼している場合。

五 外国国籍を持っている場合。

六 事件には重大な社会的な影響のある場合。

七 人民法院は、起訴の意見又は移送した事件の証拠資料が罪の確定若しくは量刑の正しさに影響を与えるおそれのあると認める場合。

第38条 被告人が自らによる弁護権の行使を強く主張して人民法院の指定した弁護人を拒否した場合には、人民法院はこれを許可しなければならない、この事情を調書に記録する。被告人には本解釈第36条に規定する事情の一つがあり、人民法院の指定した弁護人を拒否し、正当な理由を有する場合には、人民法院は許可しなければならないが、この場合は、被告人が別に弁護人を依頼する必要がある、又は人民法院がその者のために別に弁護人を指定する必要がある。

第39条 人民法院の指定した弁護人は、法により法律援助義務を負う弁護士でなければならない。

第40条 人民法院は、弁護士が起訴された当該事件の犯罪事実に関する資料を閲覧・抜き書き・複写するために便宜を提供しなければならない、かつ、必要な時間を保障する。その他の弁護人は人民法院の許可を受けて、起訴された犯罪事実に関する資料を閲覧・抜き書き・複写することができる。ただし、弁護士及びその他の弁護人は、裁判委員会及び合議庭の討論記録並びにその他の関係する手がかりの資料を閲覧・抜き書き・複写してはならない。

第41条 弁護士は、拘禁されている被告人と接見し、信書の交換をすることができる。その他の弁護人は、人民法院の許可を受けて、拘禁されている被告人と接見し、信書の交換をすることもできる。

第42条 人民法院が自訴事件を受理した日から3日以内に、弁護人を依頼することができることを被告人に告知しなければならない、また訴訟代理人を依頼する権利を有することを自訴人及びその法定代理人、附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人に告知しなければならない。

第43条 弁護士が、被害者又はその近親者、被害者の提供した証人から当該事件に関する資料を収集することを請求した場合には、人民法院は必要であると認めたとき、許可しなければならない、調査許可書を発行する。

第44条 弁護士が、証人又はその他の関係組織体若しくは個人から当該事件とかかわる資料を取り調べようとするが、証人、関係組織体若しくは個人が同意しない場合に、人民法院に収集し、取り調べるよう請求をした場合には、人民法院は必要であると認めたとき、これに同意しなければならない。

第45条① 弁護士が人民法院に証拠を収集し、取り調べるよう直接に請求した場合には、人民法院は弁護士が証人又はその他の関係組織体若しくは個人から収集し又は取り調べるのが不適当又は不可能であり、かつ、確かに必要であると認めたときは、これに同意しなければならない。

② 人民法院が弁護士の請求に基づいて証拠を収集し取り調べる場合には、請求者は立ち入ることができる。

③ 人民法院が弁護士の請求に基づいて証拠を収集し取り調べる場合には、速やかに

これを複製して請求者に移送しなければならない。

第46条 弁護士が本解釈第43条ないし第45条第1項の規定に基づいて提出した請求は、書面で提出するとともに、請求の理由を説明し、調査すべき問題の項目を記載しなければならない。

第47条 当事者が訴訟代理人を依頼する場合は、刑事訴訟法第32条及び本解釈第33条の規定を参照して執行する。

第48条 訴訟代理人の責任は、事実及び法律に基づいて被害者、自訴人又は附帯民事訴訟当事者の合法的な權益を維持するものとする。

第49条 弁護士が訴訟代理人を担当する場合、事件の状況を尋ね、当該事件にかかわる資料を閲覧・抜き書き・複写することができる。その他の訴訟代理人は人民法院の許可を受けて、事件の状況を尋ね、当該事件にかかわる資料を閲覧・抜き書き・複写することもできる。当該事件にかかわる資料を収集し、取り調べる必要のある場合は、本解釈第44条及び第45条の規定を参照して執行することができる。

第50条 訴訟代理人は、人民法院に被代理人が署名又は押印をした委託証明書を提出しなければならない。被代理人が附帯民事訴訟の当事者である場合には、訴訟代理人は人民法院に被代理人が署名又は押印をした授權委託証明書を提出しなければならない。

第51条 弁護士、その他の弁護士及び訴訟代理人が、起訴された犯罪事実にかかわる資料を閲覧・抜き書き・複写する場合には、人民法院は資料を複写するのに必要な費用のみを徴収する。

四 証 拠

第52条 証拠で証明する必要がある事件の事実は、次の各号に掲げる事実とする。

- 一 被告人の身元。
- 二 起訴された犯罪行為は存在しているか否か。
- 三 起訴された犯罪行為は被告人によって行われたか否か。
- 四 被告人に故意又は過失のあるか否か及び行為の動機並びに目的。
- 五 実行行為の時間、場所、手段、結果及びその他の情状。
- 六 被告人の責任及びその他の共犯者との関係。
- 七 被告人の行為は犯罪を構成したか否か、法定又は酌量の重く処罰、軽く処罰、軽減の処罰及び処罰免除の情状があるか否か。
- 八 その他罪の認定及び量刑に関する事実。

第53条① 収集、取り調べられた証拠書類は、原本でなければならない。原本を取得することが確かに困難な場合である限りは、謄本又は複写でよい。

② 収集、取り調べられた証拠物は、原物でなければならない。原物を運搬、保存しにくい、又は法により被害者に返還しなければならない場合である限りは、原物の外形及び内容を反映できる写真又は録画を撮影することができる。

③ 証拠書類の謄本及び複写、証拠物の写真及び録画は、原本又は原物と照合して間違いないか、又は鑑定を経て真実を証明した場合である限りは、原本又は原物と同等な証明力を有することになる。

④ 証拠書類の謄本及び複写を制作し、証拠物の写真及び録画を撮影し、及び関係証拠を録音するときには、製作者は2人より少なくてはならない。証拠の謄本、複製品、写真、音声画像製品を提供する場合は、作成過程の文字説明、原本若しくは原物はどこに置いている説明を付すほか、作成者が署名又は押印をしなければならない。

第54条① 人民法院は、法により関係組織体又は個人から証拠を収集、取り調べ、調査又は確認する場合には、必要なとき、検察人員及び弁護人に通知して、現場に立ち合わせるができる。

② 人民法院が関係組織体から証拠書類を収集、取り調べる場合は、提出者が署名するほか、その組織体の公印を押さなければならない。人民法院が個人から証拠書類を収集、取り調べる場合には、本人は誤りのないと確認した上で、署名又は押印を行わなければならない。

第55条 公訴事件について人民法院が法により証拠を取り調べる場合には、事件事実の認定に重要な意味のある新たな証拠資料を発見したときは、検察人員及び弁護人に告知しなければならない。必要なときは、これを直接に採取して複製した後、検察人員及び弁護人に移送することもできる。

第56条 人民法院は、関係する組織体及び個人が提出した証拠に対して領収証明書を出さなければならない、証拠の名称、領収の時間、件数、頁数及び原本であるか否かなどを明記して、書記官又は裁判員が署名する。

第57条 証人が是非を弁別できるか否か、正確に表現できるか否かについては、必要な場合には審査又は鑑定を行うことができる。

第58条① 証拠は、法廷で開示、弁別、質問などの法廷での証拠調べ手続を経て確認しなければ、事件を認定する根拠とすることはできない。

② 法廷で証言する証人に対して、法廷において公訴人及び被害者と被告人及び弁護人などの双方の質問、反対質問を経てその証言を確認しなければ、事件を認定する根拠とすることはできない。出廷していない証人の証言を読み上げた後、法廷において真実を確認した上で、事件を認定する根拠とすることができる。

③ 法廷において証人が意図的に偽証し又は証拠隠滅を行ったことが判明した場合は、法により処理しなければならない。

第59条 鑑定の結果に対し疑問のある場合には、人民法院は専門的知識を有する者又は鑑定機構を指定し又は招聘して、事件にかかわる一定の専門的問題に対して補充鑑定又は再度鑑定を行うことができる。

第60条 人民法院は、開廷審理の際にして、省級人民政府の指定している医院が出した鑑定結果に対して、反対質問を経た後、疑問があり、事件を確定する根拠とし得ないと認めた場合には、省級人民政府の指定するその他の医院を別に招聘して補充鑑定又は再度鑑定を行わせることができる。

第61条 不法な方法で証拠を収集することを厳禁する。調査によって明らかになった拷問による供述の強要、脅迫、誘引、欺瞞等の違法な方法で採取した証人の証言、被害者の陳述及び被告人の供述は、事件を確定する根拠としてはならない。

第62条 事件を公開で審理するに際して、公訴人、訴訟参与人が国家の秘密又は個人

のプライバシーにかかわる証拠を提出するときには、裁判長はこれを制止しなければならない。このような証拠は確かに当該事件と関係する場合には、この事件を非公開審理の事件に変更することを決定しなければならない。

五 強制措置

第63条① 人民法院が裁判の過程において、事件の状況に基づいて、被告人に対して勾引、立保証、居住監視又は拘留を決定することができる。

② 合議制又は単独制の裁判員が被告人に対して強制措置を取り消し又は変更しなければならないと認める場合は院長に報告して、院長がこれを許可しなければならない。

第64条① 法による召喚に対して正当な理由がなく出頭しなかった被告人、又は事件の状況に基づいて勾引を必要とする被告人については、勾引を行うことができる。

② 勾引は司法警察が執行する。執行する人員は2人より少なくてはならない。

③ 被告人を勾引するとき、勾引状を提示しなければならない。勾引に抵抗する者に対しては、戒具を使用することができる。

第65条 裁判員は勾引された者に対して、勾引された後12時間以内に尋問を完了しなければならない。連続的な召喚の形で勾引された者を拘禁してはならない。

第66条 被告人に次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、人民法院は立保証又は居住監視を決定することができる。

- 一 管制、拘留又は独立に適用する付加刑に処せられる可能性のある場合。
- 二 有期懲役以上の刑罰に処せられる可能性があり、立保証又は居住監視としても社会への危険性がない場合。
- 三 勾留すべきなのに、重い病気にかかっている者、又は懷胎中若しくは自分の子を授乳している女子である場合。

第67条 人民法院が被告人に対して立保証又は居住監視を決定するとき、被告人本人に宣告しなければならない。被告人が立保証決定書又は居住監視決定書に署名をしなければならない。

第68条 拘禁されている被告人、その法定代理人、近親者及び弁護士は、立保証を請求する権利を有する。立保証の請求は書面の形式によらなければならない。人民法院は書面請求書を受け取った日から7日以内に同意か否かの回答を行わなければならない。立保証の条件に該当し、保証人を提出するか又は保証金を納めた者については、人民法院はこれに同意しなければならない。法により立保証の手続を扱う。立保証の条件に該当していない者については、立保証に同意しない場合は、請求者に通知するほか、不同意の理由を説明しなければならない。

第69条 立保証の条件に該当し、次の各号に掲げる被告人に対して、人民法院は立保証を決定するとき、1名ないし2名の保証人を提出することを命ずることができる。

- 一 保証金を納める能力がない者。
- 二 未成年者又はその他の保証金を徴収することが適当でない者。

第70条 人民法院は法により保証人が法定の条件に該当するか否かについて厳格に審査しなければならない。保証人の条件に該当する場合は、その者に履行すべき義務を告

知し、保証書を作成させなければならない。

第71条① 人民法院は、被告人に対し立保証を決定する場合には、事件の状況に基づいて、保証金を納めることを命ずることができる。保証金は現金にのみ限られる。

② 人民法院は、起訴された犯罪の性質、情状、被告人の経済的状況等の要素に基づいて納めるべき保証金の金額を決定しなければならない。

③ 保証金は関係規定により公安機関が納め、保管しなければならない。

第72条 同一の被告人に対して立保証を決定する場合は、保証人による保証と保証金の保証を同時に適用してはならない。

第73条① 事件の事実に基づいて犯罪と認めた被告人が立保証の期間中において逃亡した場合には、保証人が被告人と通謀して被告人の逃亡に協力し、又は隠匿している場所であることを知りながら司法機関への提供を拒否したときは、保証人に対して、刑法の関係規定により刑事責任を追及しなければならない。

② 前項の事情があり、立保証された被告人は同時に附帯民事訴訟の被告人でもある場合には、保証人は連帯賠償責任を負わなければならない。ただし、保証人が保証を提供する前に附帯民事訴訟の原告が提起した訴訟の請求金額にのみ限られる。

第74条 立保証された者が刑事訴訟法第56条の規定に違反して法により保証金を没収された後、人民法院は再度その者に対して立保証を決定する場合には、立保証の期限は連続的に計算しなければならない。

第75条① 人民検察院又は公安機関が既に被疑者に立保証又は居住監視を行い、事件を人民法院に起訴した後、人民法院は立保証又は居住監視の条件に該当する被告人について立保証又は居住監視の手續を改めて行わなければならない。

② 人民法院は同一の被告人に対して立保証又は居住監視を重ねて取ってはならない。

第76条 人民法院は、被告人に立保証又は居住監視の決定を宣告した後直ちに立保証決定書及び立保証執行通知書、又は居住監視決定書及び居住監視執行通知書を、執行の責任を負う公安機関に送達しなければならない。

第77条 人民法院は、犯罪事実の存在を証明できる証拠があり、懲役以上の刑罰に処せられる可能性のある被告人に対して、立保証又は居住監視等の措置によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要がある場合には、直ちに法により勾留を決定しなければならない。

第78条 人民法院が勾留を決定した後、勾留決定書を公安機関に送付して、公安機関がこれを執行する。被告人を勾留した後、人民法院は勾留の理由及び拘禁の場所を24時間以内に勾留されている者の家族又はその所在する組織体に通知しなければならない、確かに通知することのできない場合は、この事由を調書に記入しなければならない。

第79条 人民法院が勾留を決定した被告人に対して、裁判員は勾留の24時間以内に尋問を行わなければならない。勾留する必要のないことを発見した場合は、院長に報告して、その許可を経て強制措置を変更するか又は直ちに釈放しなければならない。直ちに釈放する場合は、釈放証明書を発行しなければならない。

第80条 既に勾留された被告人に対して、次の各号に掲げる事情の一つに該当する場

合には、人民法院は強制措置を変更することができる。

- 一 重い病気にかかっている場合。
- 二 法定の期限内に事件の審理を終結することのできない場合。
- 三 懐胎しているか又は自分の子に授乳している女子である場合。

第81条 勾留された被告人に対して、次の各号に掲げる事情の一つに該当する場合には、人民法院は強制措置を変更するか又は釈放しなければならない。

- 一 第一審人民法院が管制、執行猶予又は単独に適用する付加刑の判決を下したが、その判決はまだ法律の効力を発生していない場合。
- 二 第二審人民法院が審理の期間中、被告人が拘禁されている期間は既に第一審人民法院がその者に対して下した刑期の期限に達している場合。
- 三 司法鑑定を行っていることにより事件の審理を終結していない間、法定の期限が満了した場合。

第82条① 次の各号に掲げる事情の一つのある被告人に対しては、強制措置を変更して勾留を決定しなければならない。

- 一 立保証又は居住監視されている被告人は、刑事訴訟法第56条又は第57条の規定に違反して勾留をしなければ社会への危険を発生する可能性がある場合。
- 二 本解釈第66条第3号に規定する事情があるので被告人を勾留しなかったが、病気が回復したか又は授乳の期間が満了した場合。

② 強制措置を変更して勾留を決定する場合は、立保証又は居住監視の執行を担当する公安機関に通知しなければならない。

第83条 拘禁されている被告人に対して強制措置の変更又は釈放を必要とする場合は、強制措置変更決定書又は釈放証明書を公安機関に送達して、公安機関はこれを執行しなければならない。

六 附帯民事訴訟

第84条① 人民法院が刑事事件を受理した後、犯罪行為による物的な損失を受けた被害者（公民、法人又はその他の組織体）、死亡した被害者の近親者、又は行為無能力・制限行為能力の被害者の法定代理人に、附帯民事訴訟を提起する権利を持つことを告知することができる。

② 附帯民事訴訟を提起する権利を持つ者が訴訟の権利を放棄した場合は、これを許可し、調書に記録しなければならない。

第85条 国家の財産又は集団の財産が損失を受けたが、損失を受けた組織体が附帯民事訴訟を提起しなかった場合には、人民檢察院が公訴を提起するとともに附帯民事訴訟を提起したときには、人民法院はこれを受理しなければならない。

第86条 附帯民事訴訟における賠償責任を負う者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 刑事被告人（公民、法人及びその他の組織体）及び刑事責任を追及されないその他の共同加害者。
- 二 未成年者である刑事被告人の監護人。
- 三 死刑を執行された犯人の遺産相続人。

四 共同犯罪の事件において事件の審理を終結するまでに死亡した被告人の遺産相続人。

五 刑事被告人の犯罪行為が法により民事賠償責任を負うべきその他の組織体及び個人。

第87条 附帯民事訴訟における成人被告人が賠償責任を負うべき場合には、その親戚が自ら被告人のために賠償責任を代行するとき、これを許可しなければならない。

第88条 附帯民事訴訟の起訴条件は次の各号に掲げるものとする。

- 一 附帯民事訴訟を提起する原告人及び法定代理人は法定の条件に該当すること。
- 二 明確な被告人を有すること。
- 三 賠償を請求する具体的要求及び事実の根拠を有すること。
- 四 被害者の受けた物的な損失は被告人の犯罪行為によること。
- 五 人民法院の受理する附帯民事訴訟の範囲に属すること。

第89条 附帯民事訴訟は、刑事事件が立案された後第一審判決を下す前に提起しなければならない。附帯民事訴訟を提起する権利を有する者が第一審判決を下す以前に提起しなかった場合は、附帯民事訴訟をさらに提起してはならない。ただし、刑事判決が確定した後別に民事訴訟を提起することができる。

第90条 捜査、予備審査及び起訴審査の段階において、附帯民事訴訟を提起する権利を持つ者が公安機関又は人民検察院に賠償請求を提出して、公安機関又は人民検察院がこれを記録した場合には、刑事事件を起訴した後、人民法院はこれを附帯民事訴訟事件として受理しなければならない。公安機関又は人民検察院の調停を経て、当事者の双方が合意に達して給付をした場合でも、被害者がなお人民法院に附帯民事訴訟を提起するときには、人民法院はこれを受理することができる。

第91条 附帯民事訴訟を提起するときには、原則として附帯民事訴訟の起訴状を提出しなければならない。起訴状を書くことに困難がある場合は、口頭で起訴することができる。裁判員は原告人の口頭の起訴請求を詳しく尋問して、調書を作成するほか、原告人に読み上げなければならない。原告人はこれに誤りのないことを確認したうえで、署名又は押印をしなければならない。

第92条 人民法院が附帯民事訴訟の起訴状を受け取った後、これを審査して7日以内に立案するか否かの決定を行わなければならない。刑事訴訟法第77条第1、2項及び本解釈第88条の規定に該当する場合は、受理しなければならない。以上の規定に該当していない場合は、裁定で起訴を却下しなければならない。

第93条① 人民法院は、附帯民事訴訟を受理した後5日以内に附帯民事訴訟の起訴状の謄本を附帯民事訴訟の被告人に送達するか又は口頭の起訴内容を速やかに附帯民事訴訟の被告人に通知するほか、調書を作成しなければならない。被告人が未成年者である場合は、附帯民事訴訟起訴状の謄本をその者の法定代理人に送達するか又は口頭起訴の内容をその者の法定代理人に通知しなければならない。

② 人民法院は、附帯民事訴訟起訴状の謄本を送達するときには、刑事事件の審理期限に基づいて被告人又はその法定代理人が民事答弁書を提出する期限を確定する。

第94条 附帯民事訴訟事件における当事者は、自分が提出する主張に対して証拠を提

供する責任を負う。

第95条 人民法院は、附帯民事訴訟事件を審理するときには、必要な場合、被告人の財産を差押えるか又は押収することを決定することができる。

第96条① 附帯民事訴訟事件の審理については、人民檢察院の提出した事件を除いて、調停を行うことができる。調停は自発的合法的な基礎に基づいて行わなければならない。調停を経て合意を達成した場合には、裁判員は速やかに調停書を作成しなければならない。調停書は双方の当事者の署名及び領収を経た後、即時に法的効力を発生する。

② 調停によって合意を達成し、かつ、法廷で執行を完了した場合は、調停書を作成しなくてもよいが、ただし、調書に記入して、双方の当事者、裁判員及び書記官が署名又は押印を経て法的効力を発生する。

第97条 調停を経て合意を達成しなかった場合、又は調停書に署名する前に当事者が反意した場合は、附帯民事訴訟は刑事訴訟と一緒に判決を下さなければならない。

第98条 附帯民事訴訟の原告人が人民法院の召喚状による召喚を経て、正当な理由がなく出頭しなかった場合、又は法廷の許可を受けず途中で退廷した場合は、自らが訴訟を撤回したものと同みなす。

第99条 被害者が物的な損失を受けた事件、被告人の賠償能力に一時的困難がある事件、又は附帯民事訴訟の当事者に正当な理由があり出廷することはできない等の事件については、刑事事件の裁判を遅延しすぎることを防止するために、附帯民事訴訟は刑事事件の審理後、同一の裁判組織がこれを引き続き審理することができる。同一の裁判組織の構成員が確かに審理に引き続き参加することのできない場合は、裁判組織の構成員を変更することができる。

第100条 人民法院が附帯民事訴訟事件を審理するに当たって、刑法及び刑事訴訟法を適用するほか、民法及び民事訴訟法の関係規定をも適用する。

第101条 人民法院は、公訴事件の被告人の行為が犯罪を構成しないと認め、提起した附帯民事訴訟が調停を経て合意に達していない場合には、刑事附帯民事の判決を下さなければならない。

第102条 人民法院が刑事附帯民事訴訟事件を審理する場合は、訴訟費用を徴収しない。

七 期間、送達及び審理の期限

第103条① 期間は、時、日、月をもって計算する。期間の初時及び初日は、期間以内に算入しない。法定の期間を計算するときは、途中の時間を除去しなければならない。期間の最後の日が祭日又は祝日である場合は、祭日又は祝日後の第一日をもって期間の満了期間とする。ただし、被告人又は犯人の拘禁期間が期間の満了の日に止まるべきである場合には、祭日又は祝日を理由に拘禁の期限を延長してはならない。

② 当事者が不可抗力の事由又はその他の正当な理由で期間を遅延した場合には、法により期間満了以前に終結すべき訴訟活動を引き続き行うよう申請したときは、人民法院は確認した上で、裁定で許可しなければならない。

③ 月をもって計算する期間は、本月のある日から来月のある日までを1箇月とする。例えば、審理の期間については本月1日に受理してから来月の1日までを1箇月とし、本月の最後の日から来月の最後の日までを1箇月とする。半月は、すべて15日をもって期間を計算する。

第104条① 訴訟文書の送達を送達領収通知書を必要とする。受取人本人は送達領収通知書に受け取った期日を明記するほか、署名又は押印をしなければならない。受取人が不在である場合には、その成人の家族又はその所在する組織体の領収担当者が代理して領収する。領収代理人は送達領収通知書に受け取った期日を明記するほか、署名又は押印をしなければならない。

② 受取人本人又は領収代理人が受け取りを拒否し、又は署名若しくは押印を拒否した場合には、送達する者は立合人を招聘し、事情を説明して送達領収通知書に領収の拒否の事由及び期日を明記し、送達する者及び立合人は署名又は押印をするほか、訴訟文書を受取人若しくは領収代理人の住所又はその勤め先に置いた後は、送達したものとみなす。

第105条 直接に訴訟文書を送達することが困難な場合は、受取人の所在地の人民法院に委託して、送達させるか又は郵便送達させることができる。

第106条 人民法院に委託する送達は、委託照会、委託送達の訴訟文書及び送達領収通知書を受取人の所在地の人民法院に郵送しなければならない。委託された人民法院が委託送達の訴訟文書を受け取った後、登録するほか、職員を指定して速やかに受取人に送達した後、送達領収通知書を速やかに委託送達の人民法院に返還しなければならない。委託された人民法院は送達不可能の場合において送達不能の原因を速やかに委託の人民法院に告知するほか、訴訟文書及び送達領収通知書を返還しなければならない。

第107条 郵送送達の場合は、訴訟文書、送達領収通知書を書留で受取人に郵送しなければならない。書留領収通知書に記載している期日は、送達の期日とする。

第108条① 訴訟文書の受取人が軍人である場合は、その者の所在する部隊の団級以上の政治部門を通じて転送することができる。

② 受取人が刑に服役している場合は、その者の所在する監獄又はその他の執行機関を通じて転送することができる。

③ 受取人が労働教養されている場合は、労働教養の部門を通じて転送することができる。

④ 転送する部門又は組織体が訴訟文書を受け取った後、速やかに受取人に送り、署名及び領収させた後、送達領収通知書を速やかに委託送達の人民法院に返還しなければならない。

第109条① 公訴事件を審理する期限については、刑事訴訟法の規定に基づいて執行する。普通の審理手続に適用する自訴事件で被告人が拘禁されている場合は、被告人が拘禁された後1箇月以内に判決を下さなければならない、遅くとも1箇月半を超えてはならない。刑事訴訟法第126条に規定する事情の一つのある場合は、省・自治区・直轄市の高級人民法院の許可又は決定を経て、更に1箇月を延長することができる。

② 審理の期限を延長する必要がある事件については、期間満了の7日以前に高級人

民法院に報告しなければならず、高級人民法院が許可又は決定を行う。

③ 普通の手続審理に適用する自訴事件で被告人が拘禁されていない場合には、立案後6箇月以内に判決を下さなければならない。特別の事情があり審理の期限を延長する必要がある場合は、当該法院の院長の許可を経て、3箇月を延長することができる。

第110条 審理の期間については、被告人に対する精神病の鑑定の時間を審理の期限に算入しない。

八 裁判の組織

第111条 合議廷の裁判長は裁判員が担当する。裁判員が合議廷に参加することのできない場合には、裁判員補佐は、当該法院の院長の提議に基づいて裁判委員会の可決を経て、裁判員の職務を代理して裁判長を担当することができる。

第112条 公判の審理及び事件の評議は、同一の合議廷が行わなければならない。合議廷の構成員が事件を評議するときは、自分の意見を表明しなければならない。意見が一致していない場合は、多数者の意見により決定を行わなければならないが、少数者の意見を調書に記入しなければならない。評議の記録は合議廷の構成員が閲覧して誤りのないことを確認したうえで署名する。評議の状況については、秘密として守らなければならない。

第113条 裁判員が法により単独で審理するときは、本解釈に規定する裁判長と同様な職権を行使する。

第114条① 合議廷が公判で審理して評議した後、判決又は裁定を下さなければならない。

② 次の各号に掲げる疑義があり、複雑で重大な事件については、合議廷は決定を下すことが困難であると認めた場合には、院長の決定を経て裁判委員会に提出し、裁判委員会が討議して決定を行う。

- 一 死刑に処しようとする事件。
- 二 合議廷の構成員の意見に重大な疑義のある事件。
- 三 人民檢察院が抗訴を提起した事件。
- 四 社会に重大な影響を与える事件。
- 五 裁判委員会が討議して決定することを必要とするその他の事件。

③ 合議廷が院長の決定を通じて裁判委員会に討議決定させる事件については、院長は必要でないと認めた場合には、合議廷に一回の再議を建議することができる。

④ 単独制に基づいて裁判する事件については、開廷で審理した後、独任の裁判員は討議を必要とすると認めたとき、院長を通じて裁判委員会に提出して決定させることができる。

第115条 裁判委員会の決定は、合議廷が執行しなければならない。合議廷の意見が一致していない場合は、裁判委員会に提出して決定させることを院長に建議することができる。

九 公訴事件の第一審手続

第116条① 人民法院は、人民検察院の提起した公訴事件に対して、起訴状を受け取った（起訴状は8部であるが、1名の被告人を増加する毎に、5部の起訴状を増加する）後、次の各号に掲げる内容を審査することを裁判員に指定する。

- 一 事件が当該人民法院の管轄に属するか否か。
- 二 起訴状に記載している被告人の身分、犯罪を実行した時間、場所、手段、犯罪事実、危害の結果、罪名、罪の認定又は量刑に影響を与える可能性のある情状等は明確であるか否か。
- 三 被告人に取られた強制措置の種類、拘禁の場所は起訴状に記載されているか否か、被告の財産が押収又は凍結されているか否か、押収又は凍結された場合はその存置の場所、被害者の氏名、住所及び連絡先を明記しているか否か、被害者を保護するために明記し得ない場合は被害者の名簿を単独に移送すべきであること。
- 四 起訴する前に収集した証拠の目録を付しているか否か。
- 五 起訴された犯罪行為の性質、情状などの内容を証明できる主要な証拠の複写又は写真を付しているか否か。
- 六 起訴する前に証言を提供した証人の名簿を付しているか否か、証人の名簿には、出廷して証言することと出廷しないで証言する証人の氏名、性別、年齢、職業、住所及び連絡先を別々に明記しなければならない。
- 七 弁護人又は代理人を依頼している場合は、弁護人又は代理人の氏名、住所、連絡先を記載する名簿を付しているか否か。
- 八 附帯民事訴訟を提起した場合は、関係する証拠資料を付しているか否か
- 九 捜査及び起訴手続における各種の法律手続及び訴訟文書の複写は具備しているか否か

一〇 刑事訴訟法第15条第2ないし第6号に規定する刑事責任を追及しない事情があるか否か

② 前項第5号において主要な証拠には、次の各号に掲げる証拠が含まれる。

- 一 起訴状にかかわる、刑事訴訟法第42条に規定する証拠種類における主要な証拠。
- 二 同種の数個証拠の中に主要な証拠と確定された証拠、ある種類の証拠の中に一個の証拠だけある場合は、当該証拠は主要な証拠とする。
- 三 法定の量刑情状としての自首、功績の立て、累犯、中止犯、未遂、過剰防衛等の証拠。

第117条 事件を審査した後、次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれ処理する。

- 一 当該法院の管轄に属せず、被告人が拘束されていない場合は、人民検察院に差戻すことを決定しなければならない。
- 二 本解釈第116条第2号ないし第9号に規定する事情に該当しておらず、資料を補充する必要がある場合は、人民検察院に3日以内に補充するよう通知しなければならない。

- 三 刑事訴訟法第162条第3号の規定に基づいて被告人に無罪を宣告した場合にもかかわらず、人民検察院が新たな事実及び証拠資料により更に起訴を提起したときは、人民法院は法により受理しなければならない。
- 四 本解釈第177条の規定に基づいて、人民法院が裁定で人民検察院の事件を撤回することを許可した場合には、新たな事実又は証拠がなく、人民検察院が再度に起訴したときは、人民法院はこれを受理しない。
- 五 刑事訴訟法第15条第2号ないし第6号に規定する事情に該当する場合については、審理の終止を裁定し又は不受理を決定しなければならない。
- 六 被告人の真実の身分が明確でないが、刑事訴訟法第128条第2項の規定に該当する場合には、人民法院は法によりこれを受理しなければならない。

第118条① 人民法院は、普通の手続に基づいて審理する公訴事件について、7日以内に審査を終了して受理するか否かを決定しなければならない。

② 人民検察院が簡易手続により審理すべきであると建議した公訴事件については、3日以内に審査を終了して受理するか否かを決定しなければならない。

③ 人民法院が公訴を提起した事件を審査する期限は、人民法院の審理期限に算入する。

第119条① 公判を決定した事件については、人民法院は次の各号に掲げる事を行わなければならない。

- 一 普通手続を適用して審理する事件については、院長又は廷長が裁判長を指定するほか、合議廷の構成員を確定する。簡易手続を適用して審理する事件については、廷長が1名の裁判員を指定して単独で審理させる。
- 二 人民検察院の起訴状謄本はを遅くとも開廷の10日前に当事者に送達する。
- 三 弁護人を依頼していない被告人に弁護人を依頼することができることを告知する。刑事訴訟法第34条第2項及び第3項の規定に該当する被告人に法律援助義務を負う弁護士を指定しなければならない。刑事訴訟法第34条第1項及び本解釈第37条の規定に該当する被告人に原則として法律援助義務を負う弁護士を指定しなければならない。
- 四 開廷の5日前に出廷して証言しようとする、身分、住所及び連絡先が明確である証人及び鑑定人の名簿、出廷しないで証言する証人及び鑑定人の名簿、及び法廷で読み上げ、開示しようとする証拠の複写並びに写真を開廷の5日前に提供することを、被告人及び弁護人に通知する。
- 五 開廷の時間、場所を開廷の3日前に人民検察院に通知する。
- 六 当事者を召喚する召喚状、及び弁護人・法定代理人・証人・鑑定人・検証調書の作成者・検査調書の作成者・翻訳人に通知する通知書を、開廷の3日までに送達する。
- 七 公開で審理する事件については、開廷の3日前に前もって事件名、被告人の氏名、開廷の時間及び場所を公布する。

② 人民法院が公訴機関又は弁護人に通知して証人を提供させるに際して、当該証人が出廷して証言することを拒否した場合、又は提供された連絡先により当該証人に通知

することのできなかった場合は、当該証人を通知することを請求した公訴機関又は弁護人に速やかに告知しなければならない。

③ 前 2 項の業務状況を調書に作成し、裁判員及び書記官が署名しなければならない。

第120条 開廷審理する前に、合議廷は法廷審理の綱要を作成することができ、その綱要には次の各号に掲げる内容が含まれる。

- 一 合議廷の構成員が法廷審理での具体的な役割分担。
- 二 起訴状に起訴された犯罪事実部分の要点及び事件の性質の要点。
- 三 被告人取り調べのとき、事件の状況を把握すべき要点。
- 四 起訴と弁解との双方が提出した、出廷しようとする証人・鑑定人・検証調書の作成者・検査調書作成者の名簿。
- 五 起訴と弁解の双方が提出した、法廷で読み上げ、開示しようとする証人の書面証言・証拠物・その他の証拠の目録。
- 六 法廷審理において発生する可能性のある問題及び対策。

第121条① 事件の審理は、公開して行わなければならない。ただし、国家の秘密又は個人のプライバシーにかかわる事件は、公開審理しない。被告人が未成年者である事件の審理は、関係する規定を適用する。

② 当事者の請求した確かに商業秘密にかかわる事件については、法廷は公開しないで審理することを決定しなければならない。

第122条 法により公開せず審理する事件については、当該事件の審理と関係のない法院の職員及び被告人の近親者を含むいかなる公民も傍聴することはできない。被告人が未成年者である事件を審理する場合は、関係する規定に適用する。

第123条 被害者・訴訟代理人・証人・鑑定人が人民法院の召喚又は通知を経て法廷に出席せず、公判の審理に影響を与えない場合には、人民法院は開廷審理を行うことができる。

第124条 開廷審理の前に、書記官は次の各号に掲げる事項を順次に行わなければならない。

- 一 公訴人・当事者・証人・その他の訴訟参加者が出席しているか否かを確認すること。
- 二 法廷規則を読み上げること。
- 三 公訴人及び弁護人を法廷に入らせること。
- 四 裁判長及び裁判員（人民陪審員を含む）を法廷に入らせること。
- 五 裁判員が着席した後、法廷で裁判長に開廷前の準備が完了していることを報告すること。

第125条 裁判長は開廷を宣告し、被告人を入廷させた後、次の各号に掲げる被告人の事情を確認する。

- 一 氏名、生年月日、民族、出身地、学歴、職業、住所、又は組織体の名称、住所地、訴訟代表者の氏名、職務。
- 二 法的な処分を受けたことがあるか否か、受けたことがある場合はその処分の種類

及び時間。

三 強制措置を取られたことがあるか否か、取られた場合はその強制措置の種類及び時間。

四 人民検察院の起訴状謄本を受け取った期日、附帯民事訴訟を提起した場合は附帯民事訴訟の被告人が民事訴訟起訴状を受け取った期日。

第126条 裁判長は事件の由来、起訴の事由、附帯民事訴訟の原告人及び被告人の氏名（名称）及び公開審理するか否かを宣告する。公開しないで審理する事件については、法廷で公開しない理由を宣告する。

第127条 裁判長は合議廷の構成員・書記官・公訴人・弁護人・鑑定人・翻訳人を読み上げる。

第128条 裁判長は当事者、法定代理人に法廷審理の過程において次の各号に掲げる訴訟上の権利を有することを告知しなければならない。

- 一 合議廷の構成員・書記官・公訴人・鑑定人・翻訳人の回避を請求することができること。
- 二 証拠を提出し、新たな証人を通知し法廷に出席させることを申請し、新たな証拠取り調べを申請し、又は再度の鑑定・検証・検査を申請することができること。
- 三 被告人が自ら弁護を行うことができること。
- 四 被告人は法廷弁論が終結した後に、最後の陳述を行うことができること。

第129条① 裁判長は当事者、法定代理人に対して回避を請求するか否か、誰に回避を請求するか、及び回避請求の理由を別々に質問する。

② 当事者又は法定代理人が、裁判員又は出廷して公訴を維持する検察人員の回避を請求した場合には、合議廷は法定の事情に該当することを認めたとし、本解釈の回避に関係する規定に基づいて処理する。法定の事情に該当しない場合には、法廷でその請求を却下して、引き続き審理する。回避の請求者は法廷で申立てを請求した場合には、合議廷は休廷を宣告して、申立ての決定を待って、法廷で審理を引き続き行うか否かを決定する。

③ 回避請求又は申立てに同意するか又は却下する決定については、裁判長が宣告するほか、その理由を説明する。必要ときには、院長が法廷で宣告することもできる。

第130条 裁判長は法廷調査の開始を宣告した後、先に公訴人が起訴状を読み上げ、民事訴訟を附帯する事件については更に附帯民事訴訟の原告人又はその訴訟代理人が民事起訴状を読み上げる。

第131条 起訴状に起訴された被告人の犯罪事実が二つ以上の事件である場合には、法廷で調査するとき、一般的には犯罪事実毎に別々に行わなければならない。

第132条 裁判長の主宰の下で、被告人及び被害者は起訴状に起訴された犯罪事実について別々に陳述を行うことができる。

第133条 裁判長の主宰の下で、公訴人は起訴状に起訴された犯罪事実について被告人を訊問することができる。被害者及びその他の訴訟代理人は裁判長の許可を経て公訴人の訊問状況について補充的な訊問を行うことができる。附帯民事訴訟の原告人及びその法定代理人又は訴訟代理人は、裁判長の許可を経て附帯民事訴訟の部分の事実について

て被告人に質問することができる。裁判長の許可を経て被告人の弁護士及びその法定代理人又は訴訟代理人は、公訴側がある具体的な問題について訊問した後、被告人に質問することができる。

第134条 共同犯罪事件における被告人については、別々に訊問を行わなければならない。合議廷は必要と認める場合、共同被告人を召喚して同一の法廷に出席させ質問の内容を確認することができる。

第135条 公訴と弁解との双方は裁判長の許可を経て、被害者及び附帯民事訴訟の原告人に質問することができる。

第136条① 裁判長は、起訴と弁解との双方が被告人・被害者・附帯民事訴訟の原告人・被告人に訊問し又は質問した内容は当該事件と関係なく、又は訊問若しくは質問の方法が不当である場合には、これを制止しなければならない。

② 公訴と弁解との双方が、相手方側の訊問し又は質問する内容は当該事件と関係なく、又は訊問若しくは質問の方法が不当であることにより異議を請求した場合には、裁判長は状況を判明したうえで、維持又は却下を行わなければならない。

第137条 裁判員は必要と認めたとき、被告人・被害者・附帯民事訴訟の原告人・被告人を訊問するか又は質問することができる。

第138条 起訴した毎件の事実について、公訴人は、裁判長の許可を経て裁判長に証人・鑑定人・検証調書作成者・検査調書の作成者を召喚するよう請求することができる、証拠を開示し、法廷に出席していない被害者・証人・鑑定人・検証調書作成者・検査調書作成者の書面陳述・証言・鑑定結果・検証調書・検査調書を読み上げるよう請求することもできる。被害者及びその訴訟代理人、附帯民事訴訟の原告人及びその訴訟代理人は、裁判長の許可を受けて、出廷していない証人・鑑定人・検証調書作成者・検査調書作成者を召喚するよう請求することができる、公訴人の開示していない証拠を開示し、読み上げない証人証言の書面・鑑定結果・検証調書・検査調書を読み上げるよう請求することもできる。

第139条 公訴と弁解の双方が、証人の出廷して証言すること、又は証拠物・証拠書類・視聴資料等の証拠を法廷で開示することを請求する場合には、裁判長に証明しようとする事実を説明しなければならず、裁判長の同意を経た上で証人を召喚するか又は証拠を開示する。裁判長は事件と関係のない証拠、又は重複で必要のない証拠については、許可しないことができる。

第140条 被告人・弁護士・法定代理人は、裁判長の許可を受けて、公訴側が証拠を提出した後に、証人・鑑定人を召喚して法廷で証言させ、又は証拠を提出させ、又は出廷していない証人の書面証言・鑑定人の鑑定結果を読み上げることを請求することができる。

第141条① 証人が法廷で証言しなければならない。

② 次の各号に掲げる事情があり、人民法院の許可を受けて、証人が出廷しないで証言することができる。

- 一 未成年者。
- 二 法廷審理の期間中、重い病気にかかっているか又は行動が著しい不便である場

合。

三 当該証言が事件の審理に直接的決定的な影響を与えない場合。

四 その他の原因。

第142条① 証人が法廷に出席した後、裁判員は証人の身分、当事者及び当該事件との関係を確認して、ありのままに証言を提供すべきであること、意図的に偽証するか又は証拠を隠滅する場合の法律責任を負わなければならないことを証人に告知しなければならない。

② 証人が証言する前に、ありのままに証言する保証書に署名しなければならない。

第143条 証人に質問するに当たって、証人を召喚する請求側が先に質問して、その質問が終わった後、相手方側が裁判長の許可を受け、質問することができる。

第144条① 鑑定人は法廷で鑑定結果を読み上げなければならない。ただし、人民法院の許可を受けて出廷しない場合は除く。鑑定人が出廷した後、裁判員は先に鑑定人の身分及び当事者との関係を確認しなければならない。また、鑑定人にありのままに鑑定結果を提供すること及び虚偽の鑑定を意図に提供する場合に負うべき法律責任のことを告知する。

② 鑑定人が鑑定結果を説明する前に、ありのままに鑑定結果を説明する保証書に署名しなければならない。

第145条 鑑定人に対する質問は、請求する側は先に質問を行う。その質問が終わった後、裁判長の許可を受けて、相手方側は質問をすることもできる。

第146条① 証人尋問は、次の各号に掲げる規則を遵守しなければならない。

一 質問の内容は当該事件の事実と関係がある。

二 誘引の方式で質問してはならない。

三 証人を脅迫してはならない。

四 証人の人格の尊厳を侵害してはならない。

② 前項の規定は、被告人・被害者・附帯民事訴訟の原告人及び被告人・鑑定人に対する訊問・質問・反対質問にも適用する。

第147条① 裁判長は、証人又は鑑定人に対する質問の内容が当該事件と関係がないか又は質問の方式が適用でない場合には、これを制止しなければならない。

② 公訴と弁解との双方が、相手方の質問の内容が当該事件と関係ないか又は質問方式の適当でないと認め、かつ、異議を提出した場合には、裁判長は、事情を明らかにした上で、維持又は却下を行わなければならない。

第148条 裁判員は、必要なとき、証人又は鑑定人を尋問することができる。

第149条① 証人又は鑑定人に対する質問は、別々に行わなければならない。証人又は鑑定人が公訴と弁解の双方に質問され、又は裁判員の尋問を受けた後、裁判長は、それらの者に退廷を告知する。

② 証人又は鑑定人は当該事件の審理を傍聴してはならない。

第150条 法廷で証拠物・証拠書類・視聴資料等の証拠を開示する場合には、先に証拠を提出する側が証拠の由来及び特徴等について必要な説明を行った後、相手方はこれを弁別するほか意見を発表する。公訴と弁解との双方は、相互的に質問又は弁論を行う

ことができる。

第151条 法廷で証拠を開示するに際して、証人の証言・鑑定結果・検証調査・検査調書等を読み上げる場合は、開示し又は読み上げた後、原本を速やかに法廷に提出しなければならない。確かに法廷に提出することのできない場合は、証拠を開示し又は読み上げた側に対し、休廷後3日以内に提出するよう要求しなければならない。

第152条① 公訴人が読み上げ又は放送した出廷していない証人の証言については、当該証人が異なる証言を提供したことがある場合には、法廷は公訴人に当該証人の全部証言を休廷後3日以内に提出することを要求しなければならない。

② 人民法院は、前項の証拠を審査するに際して、法廷で調査し認定した事実と重大な食い違いがあり、公正な裁判に影響を与える可能性があると認める場合には、法廷の調査を再開することを決定しなければならない。

第153条 法廷の証拠調べの過程において、合議廷は証拠に疑問がある場合、休廷を宣告し、当該証拠を調べることができる。

第154条 人民法院は、証拠を調べるに際して、検証・検査・押収・鑑定・査問・凍結を行うことができる。必要のときは、検察人員及び弁護人に通知して立ち合わせさせることができる。

第155条 公訴人が開廷の前に人民法院に移送した証拠目録以外の証拠を開示することを請求することについて、弁護側が異議を提起した場合には、裁判長は当該証拠を開示することが確かに必要であると認めたとき、当該証拠の開示を許可することができる。弁護側が新たな証拠について準備を必要とすることを請求した場合には、休廷を宣告することができ、具体的な状況に基づいて弁護側に準備する必要な時間を与えることを決定する。決定された時間が満了した後、引き続き開廷審理しなければならない。

第156条① 当事者及び弁護人が新たな証人の出廷、新たな証拠の調べ、再度の鑑定若しくは検証を請求した場合には、証人の氏名、証拠の所在する場所を提供しなければならない。証明しようとする事実、再度の鑑定若しくは検証の請求の理由を説明しなければならない。裁判員は具体的な事情に基づいて、事件の事実の認定に影響を与える可能性があると認めたとき、その請求に同意して、延期審理を言い渡さなければならない。同意しないときは、その理由を告知し、引き続き審理しなければならない。

② 前項の規定により延期審理の期間は1箇月を超えてはならない。延期審理の期間は審理の期限に算入しない。

第157条① 法廷審理の過程において、公訴人が事件に対する補充捜査を必要とすると認め、延期審理の建議を提出した場合には、合議廷はこれに同意しなければならない。ただし、延期審理の建議は2回を超えてはならない。

② 法廷で延期審理を宣告した後、人民検察院が補充捜査の期限内に人民法院に法廷審理を回復することを請求しなかった場合には、人民法院は人民検察院が訴訟を撤回することを決定しなければならない。

第158条 人民法院は、人民検察院から審査すべき証拠資料を調べるか又は被告人・被告人の申請に基づいて人民検察院から捜査若しくは起訴において収集した被告人の無罪及び罪の軽い証拠資料を調べる場合には、証拠資料調べ決定書を受け取った日から3

日以内にこの証拠を移送しなければならないことを人民検察院に通知する。

第159条 合議廷は、事件審理の過程において被告人に自首又は功績の立てなどの法定の量刑情状の可能性のあるにもかかわらず起訴及び移送をした証拠にこのような証拠資料がないと認める場合には、人民検察院に補充捜査を行うことを建議しなければならない。

第160条 合議廷は、当該事件の事実が取り調べにより明らかになったと認める場合には、裁判長は法定の調べが終わったことを言い渡し、事件全部にわたる事実、証拠、法律の適用等の問題について法廷弁論を開始させる。

第161条 法廷弁論は裁判長の主宰の下で、次の各号に掲げる順序に基づいて行う。

- 一 公訴人が発言すること。
- 二 被害者及びその訴訟代理人が発言すること。
- 三 被告人が自ら弁護すること。
- 四 弁護人が弁護すること。
- 五 公訴と弁解との双方が弁論すること。

第162条 附帯民事訴訟部分の弁論は、刑事訴訟部分の弁論が終わった後で行わなければならない。先に附帯民事訴訟の原告人及びその訴訟代理人が発言した後、被告人及びその訴訟代理人が答弁する。

第163条 法廷弁論の過程において、裁判長は、公訴と弁解との双方の事件と関係のない発言、又は重複若しくは相互的に非難な発言に対して、制止しなければならない。

第164条 弁護人が関係する規定により法廷で被告人のために引き続き弁護することを拒絶した場合には、合議廷はこれを許可しなければならない。被告人が別に弁護人の依頼を請求した場合には、合議廷は延期審理を言い渡さなければならない。この場合は、被告人が別に弁護人を依頼するか又は人民法院がその者のために弁護士を指定する。

第165条① 被告人が法廷で弁護人の弁護を拒絶して別に弁護人の依頼を請求した場合は、これに同意するとともに、延期審理を言い渡さなければならない。

② 被告人が人民法院に弁護士の指定を請求して、合議廷が同意した場合には、延期審理を言い渡さなければならない。

③ 再度に開廷した後、被告人が新たに依頼した弁護人又は人民法院の指定した弁護士をさらに拒絶した場合には、合議廷は次の各号に掲げる事情に基づいて処理しなければならない。

- 一 被告人が成人である場合は、許可することができる。ただし、被告人はさらに弁護人を依頼することはできず、人民法院がさらに弁護士を指定することもできないが、被告人が自ら弁護することができる。
- 二 被告人に本解釈第36条規定の事情の一つがある場合は、これを許可しない。

④ 本解釈第164条、本条第1項又は第2項の規定に基づいて別に弁護人又は弁護士を依頼し又は指定した場合には、事件の延期審理を言い渡した日から10日までの間は、弁護の準備時間として審理の期限に算入しない。

第166条 法廷弁論の過程において、合議廷が新たな事実を発見し、調べる必要のあ

ると認めた場合、裁判長は弁論を一時的に停止することを言い渡して、法廷調査に回復し、当該事実を明らかにした後は法廷弁論を再開することができる。

第167条 裁判長が法廷弁論終結を言い渡した後、合議廷は被告人に最後の陳述の権利を十分に行使させることを保証しなければならない。被告人は最後陳述において何回にもわたって自己の意見を重複した場合には、裁判長はこれを制止することができる。陳述の内容が法廷若しくは公訴人を無視し、他人、社会の利益若しくは公共の利益を侵害し、又は当該事件と無関係な場合には、これを制止しなければならない。公開審理の事件において、被告人の最後の陳述が国家の秘密又は個人のプライバシーにかかわる場合には、これを制止しなければならない。

第168条 合議廷は、被告人が最後の陳述において提出した新たな事実又は証拠は公正な裁判に影響を与える可能性があると認めた場合には、法廷調査を再開しなければならない。合議廷は、被告人の提出した新たな弁護理由があり、確かに必要であると認めた場合には、法廷弁論を再開することができる。

第169条 附帯民事訴訟の部分については、法廷弁論が終結した後に法廷で調停を行うことができる。合意に達していない場合は、刑事部分とともに判決を言い渡すことができる。

第170条 裁判長は、被告人の最後陳述の後、休廷を宣告して合議廷の評議を行う。

第171条 開廷審理の全部活動については、書記官は調書を作成して、裁判長の審査を経て、裁判長及び書記官はそれぞれ署名する。

第172条 法廷調書における証人の法廷での証言部分については、法廷審理が終わった後証人に読ませるか又は証人に読み上げなければならない。証人は誤りのないを確認した後、署名又は押印をしなければならない。

第173条 法廷調書は法廷審理の後、当事者に読ませるか又はその者に読み上げなければならない。当事者は調書には遺漏又は誤りがあると認める場合には、補完又は訂正を請求することができる。当事者は誤りのないを確認した後、署名又は押印をしなければならない。

第174条 法廷で開示し又は読み上げた証拠については、裁判長が休廷を言い渡した後、合議廷と証拠を提供した公訴人又は弁護人等とは証拠の移行手続を行わなければならない。

第175条 合議廷は、確認された事実、証拠及び法律の関係規定に基づいて、公訴と弁解との双方の意見を考慮した上で、評議を行い、被告人が有罪か否か、刑事責任を追及すべきか否か、何の犯罪を構成したか、刑罰を処すべきか否か、何の種類の刑罰を処すべきか、重く処罰し、軽く処罰し、軽減し若しくは刑の免除の情状があるか否か、附帯民事訴訟をどのように解決するか、不法収益及び赃物をどのように処理するか等について確定したうえで、法により判決を言い渡しなければならない。

第176条 人民法院は、事件の具体的な事情に基づいて次の各号に掲げる裁判を行わなければならない。

- 一 起訴された事実が明らかで、証拠が確実で十分であり、法律により被告人の罪名が成立すると確認した場合は、有罪の判決を言い渡さなければならない。

- 二 起訴された事実が明らかで、証拠が確実で十分であるが、起訴された罪名は人民法院の審理に認定された罪名と一致していない場合は、有罪の判決を言い渡さなければならない。
- 三 事実が明らかで、証拠が確実で十分であり、法律により被告人が無罪と認定した場合は、被告人無罪の判決を言い渡さなければならない。
- 四 証拠が不十分で被告人が有罪であると認定することのできない場合は、証拠が不十分で起訴された犯罪が成立し得ないことによって、被告人無罪の判決を言い渡さなければならない。
- 五 事実の部分が明らかで、証拠が確実で十分であり、法により有罪又は無罪の判決を言い渡さなければならない。事実が明らかでなく証拠の部分が不十分の場合は、法により認定されない。
- 六 被告人が16歳未満で刑事処罰を与えない場合は、被告人が刑事責任を負わないとの判決を言い渡さなければならない。
- 七 被告人が精神病者で自分の行為を弁別し得ないか又は抑制し得ないときに危害の結果を生じさせるために刑事処罰を与えない場合は、被告人が刑事責任を負わないとの判決を言い渡さなければならない。
- 八 犯罪が既に訴追時効を過ぎており、かつ、訴追すべきでないか又は特赦令によって刑罰を免除した場合は、審理の終止を裁定しなければならない。
- 九 被告人が死亡した場合は、審理の終止を裁定しなければならないが、明らかにされた事実及び認定された証拠に基づいて、被告人が無罪であると確認できる場合は、被告人無罪の判決を言い渡さなければならない。

第177条 判決を言い渡す前に、人民檢察院が訴訟を撤回することを請求した場合には、人民法院は人民檢察院の撤回理由を審査したうえで許可するか否かの裁定を行わなければならない。

第178条 人民法院は、審理において発見された新たな事実が罪の認定に影響する可能性がある場合には、人民檢察院に対して起訴を補充するか又は変更することを建議しなければならない。人民檢察院がこれに同意しない場合には、人民法院は起訴された犯罪事実に基づいて本解釈第176条の関係規定により裁判を言い渡さなければならない。

第179条 本解釈第117条第3号の規定に基づいて受理した事件については、法により判決を言い渡すに際して、人民法院は、前の事件に対して刑事訴訟法第162条第3号の規定により言い渡した判決を取り消さない。ただし、判決において「被告人〇〇〇〇は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇人民檢察院によって〇〇罪で〇〇人民法院に対し公訴を提起したが、証拠が不十分で起訴された犯罪が成立し得ないために、〇〇人民法院に無罪の判決が言い渡された」という内容を明記しなければならない。

第180条 合議廷の構成員は評議調書及び法律文書に署名をしなければならない。

第181条① 裁判の過程において、自訴人又は被告人が精神病又はその他の重い病気にかかっている場合、又は人民法院に起訴した後被告人が逃亡した場合、事件が比較的長い期間において引き続き審理することはできなくなるときには、人民法院は審理の中止を裁定しなければならない。

② その他の不可抗力の事由で事件を引き続き審理することはできなくなる場合は、審理の中止を裁定することができる。

③ 審理の中止の事由が消滅した後、審理を回復しなければならない。審理中止の期間は、審理の期限に算入しない。

第182条 法廷で判決を言い渡す場合は、判決の結果を宣告しなければならない。まだ、5日以内に判決書を当事者・法定代理人・訴訟代理人・公訴を提起した人民検察院・弁護人・被告人の近親者に送達しなければならない。定期で判決を言い渡す場合には、合議廷は判決を言い渡す前に、あらかじめ判決を言い渡す時間・場所を公告し、当事者を召喚するとともに、公訴人・法定代理人・訴訟代理人・公訴を提起した人民検察院・弁護人・被告人の近親者に通知しなければならない。判決が確定した後、それを被告人の所在する勤め先又は戸籍の所在する公安派出所に送達しなければならない。被告人が組織体である場合は、被告人の登録した工商行政管理機関にも送達しなければならない。

第183条① 判決の言い渡しは、一律公開して行わなければならない。

② 判決を言い渡すとき、法廷内の全員は起立しなければならない。

③ 判決を言い渡すとき、公訴人・弁護人・被害者・自訴人・附帯民事訴訟の原告人が法廷に出席していない場合は、判決の言い渡しに影響しない。

第184条① 法廷審理の過程において、訴訟参加者又は傍聴人が法廷の秩序に違反した場合には、合議廷は次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれに処理しなければならない。

- 一 法廷の秩序に違反して情状が比較的軽いものについては、法廷で警告して制止するとともに、訓戒を与えなければならない。
- 二 警告又は制止を無視したものについては、司法警察を命じて強制的に法廷から連行しなければならない。
- 三 法廷の秩序に違反して情状が重いものについては、院長の許可を受けて、行為者に対して1000元以下の過料又は15日以下の監置に処する。
- 四 法廷の秩序を著しく妨害し、犯罪を構成したものについては、法により刑事責任を追及しなければならない。

② 当事者は、人民法院による過料又は監置の決定に対して不服な場合には、一級上の人民法院に申し立てることができる。不服申立ては直接に一級上の人民法院に提出することができ、過料又は監置の決定をした人民法院を通じて提出することもできる。過料又は監置の決定をした人民法院を通じて一級上の人民法院に不服申立てを提出した場合には、当該人民法院は不服申立て請求を受け取った日から3日以内に請求者の不服申立て請求書・過料決定書・監置決定書・関係する事実・証拠資料とともに、一級上の人民法院に移送しなければならない。一級上の人民法院が申立てを審査する期間においては、決定の執行を停止してはならない。

第185条 人民検察院は、人民法院が事件を審理する過程において法律に規定する訴訟手続に違反した事情があると認め法廷審理の後に書面では正する意見を提出したとき、人民法院はこの意見が正しいと認めたときにはこれを採用しなければならない。

十 自訴事件の第一審手続

第186条① 人民法院の受理する自訴事件は、次の各号に掲げる条件に該当しなければならない。

- 一 刑事訴訟法第170条及び本解釈第1条に規定する事件。
- 二 当該法院が管轄する事件。
- 三 刑事事件の被害者が告訴した事件。
- 四 明確な被告人、具体的な訴訟請求及び被告人の犯罪事実を証明できる証拠を有する事件。

② 人民法院の受理する刑事訴訟法第170条第3号に規定する自訴事件は、刑事訴訟法第88条又は第145条の規定に該当しなければならない。

第187条① 本解釈第1条に規定する事件については、被害者が死亡し、行為能力を喪失し、若しくは強制・恐喝等の原因のために告訴することが不可能である場合、又は制限行為能力の被害者・老年・疾患・盲・聾啞等の原因のために自ら告訴することができない場合には、その法定代理人・近親者が代わりに告訴したときには、人民法院は法により受理しなければならない。

② 前項に規定する原因のために、被害者が告訴不能で、その法定代理人・近親者が代わりに告訴した場合には、代理して告訴する者は、被害者との関係証明書、及び被害者が自ら告訴することのできない原因の証明書を提出しなければならない。

第188条 自訴事件について、人民法院は審査をして次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、自訴人に起訴を撤回することを説得するか又は裁定で起訴を却下しなければならない。

- 一 本解釈第186条に規定する条件に該当しない場合。
- 二 証拠が不十分な場合。
- 三 犯罪が既に訴追時効を過ぎている場合。
- 四 被告人が死亡した場合。
- 五 被告人が行方不明な場合。
- 六 証拠が不十分で起訴を撤回する場合を除いて、自訴人が起訴を撤回した後、同一の事実についてさらに告訴した場合。
- 七 人民法院の調停を経て事件を解決した後、自訴人が翻意して同一の事実についてさらに告訴した場合。

第189条① 自訴人は、人民法院に刑事自訴起訴状を提出しなければならない。附帯民事訴訟を提起する場合は、さらに附帯民事自訴起訴状を提出しなければならない。

② 自訴人が自訴起訴状を書くのに確かに困難がある場合は、口頭で告訴することができ、人民法院の職員は告訴の調書を作成して、自訴人に読み上げて、自訴人が確かに誤りのないと確認した後、署名又は押印をさせなければならない。

第190条① 自訴起訴状又は告訴の調書には次の各号に掲げる内容が含まなければならない。

- 一 自訴人・被告人・代理告訴人の氏名・性別・年齢・民族・出生地・学歴・職業・

勤め先・住所。

二 被告人の犯行の時間・場所・手段・情状・被害の結果等。

三 具体的な訴訟請求。

四 提出先の人民法院の名称及び具体的な時間。

五 証人の氏名・住所・その他の証拠の名称及び由来。

② 被告人が2人以上である場合には、自訴人は告訴のとき被告人の人数に応じて自訴起訴状の謄本を提供する。

第191条 人民法院は、自訴起訴状又は口頭告訴を受け取った翌日から15日以内に立案するか否かの決定を行うとともに、書面で自訴人又は代理告訴人に通知しなければならない。

第192条 既に立案したが、審査を経て犯罪の証拠に欠ける事件については、自訴人が補充証拠を提出していない場合には、自訴人に起訴を撤回することを説得するか又は起訴を却下しなければならない。自訴人は説得に応じて起訴を撤回するか又は起訴を却下した後、被告人の有罪を証明できる新たな証拠を提出して、さらに自訴を提起した場合は、人民法院は受理しなければならない。

第193条 自訴人がその他の共同侵害者の有することを知らながら一部の侵害者のみに自訴を提起した場合には、人民法院は受理しなければならない。ただし、自訴人がその他の侵害者に対して告訴の権利を放棄したとみなす。判決を言い渡した後、自訴人がその他の共同侵害者に対し同一の事実について自訴を提起した場合には、人民法院は受理しない。共同被害者における一部の者が告訴した場合には、人民法院はその他の被害者に訴訟に参加させることを通知しなければならない。通知された者が通知を受け取った後、訴訟に参加しないか又は法廷に出席しないことを表示した場合は、告訴の権利を放棄するとみなされる。第一審の判決を言い渡した後、通知された者が同一の事実についてさらに自訴を提起した場合には、人民法院は受理しない。ただし、当事者が別に民事訴訟を提起した場合は、本解釈の制限を受けない。

第194条 被告人が二つ以上の犯罪行為を実行したため、公訴事件と自訴事件とそれぞれ属する場合には、人民法院は公訴事件を審理するときに、自訴事件を審理することができる。

第195条 人民法院が自訴事件を受理した後、当事者が客観的な原因で関係証拠を取得するか又は提供することはできないために人民法院に証拠調べを請求した場合には、人民法院は、必要と認めたとき、法により証拠調べることができる。

第196条 人民法院は、自訴事件の受理を決定した後、開廷して審理しなければならない。簡易手続を適用しない事件については、審理手続は公訴事件の第一審手続の規定を参照して行う。

第197条 人民法院は、提訴を待って処理する事件及び被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件に対して、事実を明らかにし、是非を弁明した上で調停を行うことができる。自訴人は判決を言い渡す前に被告人と和解するか又は起訴を撤回することができる。

第198条 自訴人が起訴の撤回を請求した事件に対して、人民法院は、審査を経て撤

回が確かに自発的なものであると認める場合には、許可しなければならない。審査により自訴人が脅迫又は恐喝等を受けて、自発的なものでないと認める場合は、許可しない。

第199条 既に審理した自訴事件で、当事者が自ら和解した場合については、調書に記録しなければならない。

第200条 調停は、自発的合法的で、国家・集団・その他の公民の利益を侵害しない前提の下で行わなければならない。調停が合意に達した場合には、人民法院は刑事自訴事件調停書を作成し、裁判員及び書記官が署名するほか、人民法院の印章を加える。調停書は、当事者の双方が署名して領収したときには、法律の効力を生じる。調停が合意に達していないか又は調停書に署名する前に翻意した場合には、人民法院は裁判を行わなければならない。

第201条 人民法院が自訴人の訴訟撤回を許可したか、又は当事者が自ら和解した事件については、被告人が強制措置を取られている場合は、これを速やかに解除しなければならない。

第202条① 自訴人が2回にわたる召喚を経て正当な理由なく出頭しなかったか又は法廷の許可を受けず途中で退廷した場合には、人民法院は自訴人の起訴を撤回したことを決定しなければならない。

② 自訴人が2人以上で、そのうちの一部の者が起訴を撤回した場合は、事件を引き続き審理することに影響しない。

第203条 刑事訴訟法第170条第3号に規定する事件については、調停を適用しない。

第204条 自訴事件を審理する過程において、被告人が行方不明になった場合は、審理を中止しなければならない。被告人が確保された後、審理を回復しなければならない。必要なときは、被告人に対して法により強制措置を取らなければならない。

第205条 自訴事件を審理するに際しては、刑事訴訟法第162条及び本解釈第176条の関係規定を参照して判決を言い渡さなければならない。法により無罪を言い渡した事件については、その附帯民事訴訟の部分は法により調停を行うか又は同時に判決を言い渡さなければならない。

第206条① 提訴を待って処理する事件及び被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件における被告人又はその法定代理人は、訴訟の過程において、自訴人に反訴を提起することができる。反訴は次の各号に掲げる条件に該当しなければならない。

- 一 反訴の対象は当該事件の自訴人でなければならない。
- 二 反訴の内容は当該事件と関係のある行為でなければならない。
- 三 反訴の事件は本解釈第1条第1号及び第2号の規定に該当しなければならない。

② 反訴事件は、自訴事件の規定を適用するほか、自訴事件と併合して審理しなければならない。原自訴人が起訴を撤回した場合は、反訴事件を引き続き審理することに影響しない。

一一 組織体犯罪事件の審理手続

第207条 人民法院は、組織体犯罪事件を受理するに際して、本解釈第116条に規定す

る関係規定に基づいて審査するほか、起訴状に被告人である組織体の名称・住所地・被告組織体を代表して出廷する訴訟代表者の氏名・職務・連絡先を明記しているか否かを審査しなければならない。これらの事項を明記していない場合は、本解釈第117条第2号の規定により処理する。

第208条① 被告組織体を代表して出廷する訴訟代表者は、組織体の法定代表人又は主要な責任者でなければならない。法定代表人又は主要な責任者が組織体犯罪の直接責任を負う主管人員として起訴された場合には、組織体のその他の責任者は被告組織体の訴訟代表人として出廷しなければならない。

② 被告組織体の訴訟代表人は起訴された組織体犯罪の直接責任を負う主管人員と同一の者である場合には、人民法院は人民検察院に対し別に被告組織体の訴訟代表人を選出して出廷させることを要求しなければならない。

第209条 人民法院は、組織体犯罪事件を開廷して審理することを決定するとき、被告組織体の訴訟代表人に通知して出廷させなければならない。

第210条 被告組織体の訴訟代表人は、出廷の通知を受け取った後、出廷しなければならない。出廷を拒否した場合には、人民法院は必要なときには、勾引をもって出廷させることができる。

第211条 人民法院が組織体犯罪事件を審理するに際して、被告組織体の訴訟代表人は刑事訴訟法に規定する被告人に関する訴訟権利を享有する。開廷するときには、訴訟代表人の座席は、裁判席の前の右側に置かれる。

第212条 被告組織体が弁護人を依頼する必要な場合は、本解釈における弁護の規定を準用する。

第213条 被告組織体の不法収益及びその果実がなお追徴されず又は押収、凍結されていない場合には、人民法院は事件の具体的な状況に基づいて、追徴・押収・凍結を決定しなければならない。

第214条 人民法院は、判決の執行を実現するために、事件の具体的な状況に基づいて、あらかじめ被告組織体の財産、又は被告組織体の提出している担保を押収し又は凍結することができる。

第215条 人民法院が組織体犯罪を審理するに際して、被告組織体が抹消又は破産宣告されたが、組織体犯罪の直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は刑事責任を負うべき場合は、引き続き審理しなければならない。

第216条 組織体犯罪事件を審理するその他の手続は、本解釈の関係する規定を準用する。

一二 簡易手続

第217条 基層人民法院の受理する公訴事件について、人民検察院は、起訴のときに簡易手続を適用することを建議した場合には、全部の書類及び証拠資料を移送しなければならない。人民法院は、審査を経て刑事訴訟法第174条第1号の規定に該当すると認める場合には、簡易手続を適用することができ、法により簡易手続を適用することが不当であると認める場合には、書面で人民検察院に通知して、全部の書類及び証拠資料を

人民検察院に返還しなければならない。

第218条 公訴事件について、人民検察院が公訴を提起するときに簡易手続を適用することを建議していない場合には、人民法院は審査を経て刑事訴訟法第174条第1号の規定に該当すると認め、簡易手続を適用しようとするときには、書面で人民検察院の意見を聴取しなければならない。人民検察院は同意した場合には全部の書類及び証拠を移送した後、簡易手続を適用しなければならない。

第219条 提訴を待って処理する事件及び被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件については、人民法院は簡易手続を適用することができる。ただし、刑事訴訟法第170条第3号に規定する事件はこの限りでない。

第220条 刑事訴訟法第174条第1号に規定する3年以下の懲役・拘留・管制・単独に適用される罰金に処せられる可能性のある公訴事件とは、被告人が起訴された一罪又は数罪には3年以下の懲役・拘留・管制・単独に適用される罰金の判決を宣告される可能性のある事件のことを指す。

第221条 人民法院は、公訴事件の被告人に刑事責任を免除することを言い渡す可能性のある事件に対して、簡易手続を適用することができる。

第222条 人民法院は、次の各号に掲げる事情の一つがある事件については、簡易手続を適用することはできない。

- 一 公訴事件の被告人が起訴された犯罪事実を否認している事件。
- 二 比較的複雑な共同犯罪事件。
- 三 被告人が盲人・聾啞者である事件。
- 四 弁護人が無罪の弁護を行う事件。
- 五 その他の簡易手続を適用することが適切でない事件。

第223条① 人民法院が簡易手続により審理することを決定した事件については、被告人に起訴状の謄本を送達するとともに、当該事件が簡易手続に基づいて審理することを告知しなければならない。

② 簡易手続により審理する事件については、起訴状の送達から開廷審理までの期間は、刑事訴訟法第151条第2号の規定の制限を受けない。

第224条① 簡易手続により審理する事件については、開廷審理の前に人民法院は、開廷の時間及び場所を人民検察院・自訴人・被告人・弁護人に通知しなければならない、その他の訴訟参加者に通知することもできる。

② 通知は簡便な方式で行うことができる。ただし、調書に記録しなければならない。

第225条① 簡易手続により審理する事件については、裁判員は開廷を宣告して被告人に出席をさせた後、被告人の基本的な状況を確認して、順次に事件名・単独裁判廷の裁判員・書記官・公訴人・弁護人・訴訟代理人・鑑定人・翻訳人の名簿を読み上げ、訴訟上の諸権利を告知する。

② 被告人は、起訴状に起訴された犯罪事実について陳述又は弁護を行うことができる。裁判員は主要な証拠を開示し又は読み上げ、被告人の意見を聴取することができる。公訴人が出廷して公訴を維持する場合には、被告人の陳述した後、公訴人は主要な

証拠を開示し又は読み上げることができる。裁判員の許可を受けて、被告人及びその弁護人が公訴人と弁論をすることができる。

③ 裁判員は、必要ときには、被告人を訊問することができる。

④ 被告人が最後の陳述をした後、人民法院は一般的には法廷で判決を言い渡さなければならない。

第226条 簡易手続により審理する事件については、被告人が弁護人を依頼した場合には、弁護人は出廷しなくてもよいが、ただし、開廷審理の前に書面で弁護意見を人民法院に提出しなければならない。

第227条 被告人又は自訴人が証人を出廷させることを請求した場合には、人民法院はこれを許可することができる。

第228条 簡易手続により審理する自訴事件については、自訴人が起訴状を読み上げた後に、被告人は起訴状に起訴された犯罪事実について陳述し、自ら弁護することができる。裁判員の許可を受けて、被告人及びその弁護人は自訴人及びその訴訟代理人と弁論することができる。

第229条 簡易手続により審理する事件については、法廷審理の過程において、次の各号に掲げる簡易手続を適用することが適切でない事情を発見した場合は、審理の中止を決定し、公訴事件又は自訴事件の第一審普通手続に基づいてさらに審理しなければならない。

- 一 公訴事件の被告人の行為が犯罪を構成しない場合。
- 二 公訴事件の被告人が3年以上の懲役に処せられるべき場合。
- 三 公訴事件の被告人が法廷で供述を覆して、起訴された犯罪事実を否認した場合。
- 四 事実が明らかでないか又は証拠が不十分である場合。
- 五 法によりその他の簡易手続を適用することが適切でない場合。

第230条 普通手続へ変動する事件については、審理の期限は普通手続に転換することを決定する日から起算する。

一三 第二審の手続

第231条 第二審人民法院は、第一審人民法院の判決・裁定を不服とする上訴事件、及び人民検察院が第一審人民法院の判決・裁定に確かに誤りのあると認めて抗訴を提起した事件を受理する。

第232条① 地方各級人民法院は、第一審の判決・裁定を言い渡すに際して、被告人・自訴人・附帯民事訴訟の当事者・それらの法定代理人に対して、判決・裁定を不服とする場合には法定の期限内に書面・口頭で一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有することを、明確に告知しなければならない。被告人の弁護人及びその近親者は、法定の期限内に被告人の同意を受けて上訴を提起することもできる。附帯民事訴訟の当事者及びそれらの法定代理人は、判決・裁定における附帯民事部分について上訴を提起することができる。

② 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の当事者・それらの法定代理人が上訴を提起するか否かについては、それらの者が上訴の期限満了前の最後の意思表示に基づいて確定さ

れる。

第233条① 人民法院が受理した上訴事件は、原則として上訴状の正本及び謄本を有しなければならない。

② 上訴状の内容には第一審の判決書・裁定書の文書番号及び上訴人の受け取った時間、上訴の請求及び理由、上訴の提起時間、上訴人の署名・押印が含まれる。被告人の弁護人又は近親者が被告人の同意を受けて上訴を提起した場合は、さらに上訴を提起する者と被告人との関係を明記するとともに、被告人を上訴人としなければならない。

第234条 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の原告人及び被告人が、上訴状を書くことに困難がある理由で口頭で上訴を提起した場合には、第一審人民法院はその者が陳述した理由及び請求に基づいて調書を作成し、上訴人に読ませるか又はその者に読み上げた後、上訴人に署名又は押印をさせなければならない。

第235条 第二審人民法院が受理した上訴事件又は抗訴事件については、法定の期限内にこれを提出しなければならない。判決を不服とする上訴及び抗訴の期限は10日とし、裁定を不服とする上訴又は抗訴の期限は5日とする。上訴及び抗訴の期限は、判決書又は裁定書を受け取った翌日から起算する。

第236条 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の原告人及び被告人が第一審人民法院を通じて上訴を提起した場合には、第一審人民法院は上訴が法律の規定に該当するか否かを審査しなければならない。法律の規定に適合する場合は、上訴期限満了の3日以内に上诉状・事件書類・証拠を一級上の人民法院に移送するとともに、上訴状の謄本を同級の人民検察院及び相手方の当事者に送達しなければならない。

第237条 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の原告人及び被告人が直接に第二審人民法院に上訴を提起した場合には、第二審人民法院は上訴状を受け取った日から3日以内に上訴状を第一審人民法院に送付しなければならない。第一審人民法院は上訴が法律に適合するか否かを審査しなければならない。法律の規定に該当する場合は、上訴状を受け取った日から3日以内に上诉状・事件書類・証拠を一級上の人民法院に移送するとともに、上訴状の謄本を同級人民検察院及び相手の当事者に送付しなければならない。

第238条 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の原告人及び被告人・その法定代理人が上訴の期限内に上訴を撤回する場合は、これを許可しなければならない。

第239条 被告人・自訴人・附帯民事訴訟の原告人及び被告人・その法定代理人が上訴期限満了後、上訴の撤回を請求した場合には、第二審人民法院は審査する。原判決の認定した事実及び適用した法律が正しく、量刑が適当であると認めた場合には、裁定で被告人が上訴を撤回することを許可しなければならない。原判決の認定した事実が明らかでなく、証拠が不十分で、無罪を有罪とし、又は重罪を軽い罪とした場合には、上訴を撤回することを許可せず、上訴の手續に基づいて審理しなければならない。

第240条 地方各級人民検察院は、同級の人民法院第一審判決・裁定に抗訴を提起した場合には、第一審人民法院を通じて抗訴状を提出する。第一審人民法院は、抗訴の期限満了後3日以内に抗訴状・事件種類・証拠を一級上の人民法院に移送するとともに、抗訴状の謄本を当事者に送付しなければならない。

第241条 人民検察院が抗訴の期限内に抗訴を撤回した場合には、第一審人民法院は

一級上の人民法院に事件を移送しない。抗訴の期限が満了した後第二審人民法院が裁判を言い渡す前に抗訴を撤回した場合には、第二審人民法院は裁定で許可することができる。第一審人民法院及び当事者に通知する。

第242条 附帯民事訴訟の判決・裁定に対する上訴・抗訴の期限は、刑事部分の上訴又は抗訴の期限により確定される。原審の附帯民事訴訟の部分が別に裁判した場合には、その上訴の期限は民事訴訟法の規定する期限により執行される。

第243条 人民法院は、人民檢察院の抗訴を提起した事件を審理するに際して、同級人民檢察院に通知して担当者を派遣させる。開廷の通知を受け取った後、人民檢察院が担当者を派遣していない事件については、人民法院は人民檢察院が抗訴を撤回することを裁定しなければならない。第一審人民法院及び当事者に通知する。

第244条 上訴・抗訴の期限が満了する前に上訴・抗訴を撤回した事件について、第一審の判決・裁定は、上訴・抗訴の期限の満了する日から発効する。上訴・抗訴の期限が満了した後に上訴・抗訴を撤回することを請求して第二審人民法院がこれを許可した場合には、第一審の判決・裁定は、第二審人民法院の裁定書を原上訴人・抗訴した檢察機関に送達した日から発効する。

第245条① 第二審人民法院は、第一審人民法院の移送した上訴・抗訴の書類について、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 上訴・抗訴の事件を移送する通知書。
- 二 上訴状又は抗訴状。
- 三 8部の第一審の判決書・裁定書（1名の被告人を追加する毎に、1部を追加する）。
- 四 全部の事件書類・証拠、そのうちには事件の審理終結報告及びその他の移送すべき資料を含む。

② 前項の資料が具備している場合には、第二審人民法院は受理しなければならない。資料が具備していない場合は、第一審人民法院に通知して補完させなければならない。

第246条 第二審人民法院は、第一審の判決・裁定に認定された事実及び適用された法律について全面的に審査しなければならない。上訴・抗訴の範囲の制限を受けない。

第247条 共同犯罪事件について、一部の被告人が上訴を提起するか又は人民檢察院が第一審人民法院の一部被告人に対する判決について抗訴を提起した場合には、第二審人民法院は、全部の事件を審査し、一括して処理しなければならない。

第248条 共同犯罪事件について、上訴を提起した被告人が死亡したが、その他の被告人が上訴を提起しなかった場合には、第二審人民法院はなお全部の事件を審査しなければならない。死亡した被告人が犯罪を構成しない場合は無罪を言い渡さなければならない。審査により死亡した被告人が犯罪を構成した場合は、審理の終止を言い渡さなければならない。その他の共犯被告人に対して判決・裁定を言い渡さなければならない。

第249条 附帯民事訴訟の上訴・抗訴の事件を審理する場合は、全部の事件を審査しなければならない。第一審判決の刑事部分が適当である場合には、第二審人民法院は附帯民事訴訟の部分のみを処理する。第一審判決の附帯民事部分の事実が明らかで、法律

の適用が正確である場合は、刑事附帯民事の裁定で原判決を維持して、上訴・抗訴を却下しなければならない。

第250条① 附帯民事訴訟事件について、附帯民事訴訟の当事者又はそれらの法定代理人のみが上訴を提起した場合には、第一審刑事部分の判決は上訴の期限が満了した後、直ちに法的効力が生じる。

② 監獄に移送して執行すべき第一審の刑事被告人が第二審附帯民事訴訟の被告人である場合は、第二審附帯民事訴訟事件の審理が終結する前に、監獄に移送することを暫定的に中止することができる。

第251条① 上訴・抗訴事件について次の各号に掲げる主要な内容を審査しなければならない。

- 一 第一審判決に認定された事実が明らかであるか否か、証拠が確実で十分であるか否か、証拠の間に矛盾があるか否か。
- 二 第一審判決に適用された法律が適切であるか否か、量刑が適当か否か。
- 三 捜査・起訴・第一審の手続において法定の訴訟手続に違反した事情があるか否か。
- 四 上訴・抗訴は新たな事実・証拠を提出したか否か。
- 五 被告人の供述及び弁解の状況。
- 六 弁護人の弁護意見及び採用の状況。
- 七 附帯民事訴訟部分の判決・裁定は適当か否か。
- 八 第一審法院の合議廷及び裁判委員会の討議意見。

② 審査した後は、審査報告を作成しなければならない。

第252条① 第二審手続において、被告人は自ら弁護を行うほか、第一審の弁護人を引き続き依頼するか又は別に弁護人を依頼することができる。

② 共同犯罪事件について、一部の被告人のみが上訴を提起するか、又は人民検察院により第一審人民法院が一部の被告人に対して言い渡した判決のみに抗訴を提起した場合には、その他の共同被告人は弁護人を依頼することもできる。

第253条① 上訴事件については、合議廷を構成して開廷審理しなければならない。

② 事件書類を審査し、被告人を訊問し、その他の当事者・弁護人・訴訟代理人の意見を聴取した後、合議廷の認定した事実と第一審の認定した事実とが異なることなく、証拠が十分である場合は、開廷せず審理することができる。

③ 人民検察院の抗訴した事件については、第二審人民法院は開廷審理しなければならない。

第254条 第二審人民法院は、上訴事件・抗訴事件を審理するに際して、事件の発生地又は原審人民法院の所在地で審理することができる。

第255条 第二審人民法院は、上訴事件・抗訴事件を審理するに際して、第一審手続を準用するほか、次の各号に掲げる規定によって行わなければならない。

- 一 法廷調査の段階において、裁判長又は裁判員が第一審判決書を読み上げた後、上訴人が上訴の理由を陳述し、又は検察人員が抗訴状を読み上げる。上訴も抗訴も同時に提起した事件については、検察人員が先に抗訴状を読み上げた後に、上訴

人は上訴の理由を陳述する。法廷調査の重点は上訴・抗訴の理由を中心として全面的に事実を確認し、証拠を調べる。

- 二 法廷調査の段階において、検察人員又は弁護人が第一審の期間において既に人民法院に移送した証拠を開示・読み上げ・放送することを請求した場合には、法廷は法廷警察を命じて関係する証拠を開示・放送しなければならない。読み上げるべき証拠については、法廷警察を通じて請求者を読み上げさせる。
- 三 法廷弁論の段階において、上訴事件については、先に上訴人及び弁護人が発言した後に、検察人員は発言する。抗訴事件については、先に検察人員が発言した後に、被告人及び弁護人が発言する。上訴も抗訴も同時に提起した事件については、先に検察人員が発言した後に、上訴人及び弁護人が発言して弁論を行う。

第256条 共同犯罪事件については、上訴を提起していないか又は抗訴されていない第一審被告人は法廷調査に参加し、法廷弁論に参加することができる。

第257条① 第二審人民法院は、被告人・その法廷代理人・弁護人・近親者が提出した上訴事件を審理するに際して、被告人の刑を重くしてはならない。また、次の各号に掲げる具体的な規定を執行しなければならない。

- 一 共同犯罪事件については、一部の被告人のみが上訴を提起した場合は、上訴を提起した被告人の刑を重くしてはならず、その他の共同被告人の刑をも重くしてはならない。
- 二 原判決の認定した事実が明らかで、証拠が十分であるが、認定された罪名が適当でない場合は、原判決の刑を重くしないまま、罪名を変更することができる。
- 三 被告人を併合罪として処罰された場合は、決定された執行の刑を重くしてはならず、原判決に決定された執行の刑を維持している下で、数罪における一部の罪の刑を重くしてもならない。
- 四 被告人を拘留又は有期懲役の執行猶予に処する場合は、原判決の言い渡した執行猶予を取り消してはならず、又は執行猶予の観察期間を延長してもならない。
- 五 事実が明らかで、証拠が十分であるが、言い渡した刑が軽いか又は付加刑を付すべきなのに付しなかった事件については、第一審判決を取り消して直接に被告人の刑を重くするか又は付加刑を付してはならず、又は事実が明らかでないか若しくは証拠が不十分であることを理由に第一審人民法院に差戻して再審させてはならない。法により判決を改めなければならない場合は、第二審の判決・裁定が確定した後、裁判監督手続に基づいて再審しなければならない。

② 人民檢察院が抗訴を提起した事件又は自訴人が上訴を提起した事件については、前項規定の制限を受けない。ただし、人民檢察院が抗訴した事件については、第二審人民法院の審理を経た後、被告人に対して死刑の判決を改める場合は、最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第258条 共同犯罪事件においては、人民檢察院が一部の被告人についての判決に抗訴を提起した場合には、第二審人民法院はその他の第一審被告人に対する刑を重くしてはならない。

第259条 上訴・抗訴の理由に刑事訴訟法第191条に規定する事情の一つがある場合に

は、第二審人民法院は裁定で原判決を破棄して第一審人民法院に差戻して再審理させなければならない。

第260条 第二審人民法院は、刑事附帯民事の上訴事件又は抗訴事件を審理するに際して、刑事部分にも附帯民事部分にも誤りがあり、法により判決を改めるべきと認める場合には、同時に判決を改めなければならない。

第261条 第二審人民法院は、刑事の部分に対し上訴・抗訴を提起したが、その附帯民事訴訟の部分が確定した事件を審理するに際して、第一審の判決・裁定における民事の部分に確かに誤りがあると認める場合には、裁判監督手続に基づいてその民事の部分を是正しなければならない。

第262条 第二審人民法院は、附帯民事訴訟の部分に対し上訴・抗訴を提起したが、その刑事の部分が確定した事件を審理するに際して、第一審の判決・裁定における刑事の部分に確かに誤りがあると認める場合には、その刑事の部分も附帯民事訴訟の部分も同時に裁判監督手続に基づいて再審しなければならない。

第263条 第二審自訴事件については、必要なとき、調停を行うことができ、当事者は自ら和解することもできる。調停で解決された事件は、調停書を作成し、第一審の判決・裁定は自動的に取り消したものとみなす。当事者が自ら和解した場合には、人民法院は裁定で自訴を取り消すことを許可すると同時に、第一審の判決・裁定を取り消す。

第264条 第二審人民法院は、調停で解決された事件又は当事者が自ら和解した事件について、被告人が強制措置を取られている場合には、直ちにこれを解除しなければならない。

第265条 第二審手続において、自訴事件の当事者が反訴を提起した場合には、第二審人民法院はその者に別に起訴することを告知しなければならない。

第266条 第二審事件における附帯民事訴訟の部分を審理するにおいて、第一審民事原告人が独立の訴訟請求を追加するか、又は第一審民事被告人が反訴を提起した場合には、第二審人民法院は当事者の自主の原則に基づいて、新たに追加した訴訟請求又は反訴に対して調停を行うことができる。調停に達し得ない場合は、当事者に別に起訴することを告知する。

第267条 人民法院は、法により第二審事件を開廷して審理するに際して、開廷の10日前までに人民検察院に通知して事件の書類を閲覧させる。通知後の翌日から人民検察院が事件の書類を閲覧する7日を超える期間は、第二審の審理期限に算入しない。

一四 法定刑下限以下で処する刑罰及び特殊の適用する仮釈放の許可手続

第268条 刑法第63条第2項の規定に基づいて、最高人民法院に報告してそれが再審査する法定刑の下限以下で刑に処する事件については、次の各号に掲げる事情によりそれぞれに処理する。

- 一 被告人も上訴をせず人民検察院も抗訴を提出していない事件については、上訴・抗訴の期限が満了した後3日以内に、一級上の人民法院に報告して再審査する。一級上の人民法院は原判決に同意した場合には、一級一級ごとに最高人民法院に

報告してその再審査を受けなければならない。一級上の人民法院は原判決に同意しない場合には、裁定で原審に差戻して再審理させるか又は管轄を改定して第一審手続に基づいて改めて審理しなければならない。原判決は基層人民法院が行った場合には、高級人民法院は中級人民法院を指定して第一審手続に基づいて改めて審理させることができる。

- 二 被告人が上訴を提起したか又は人民検察院が抗訴を提起した事件については、第二審手続に基づいて審理しなければならない。上訴・抗訴に理由がない場合には、裁定で上訴・抗訴を破棄して、原判決を維持するとともに、本条第1号に規定する手続に基づいて一級一級ごとに最高人民法院に報告して、その再審査を受けなければならない。上訴・抗訴に理由がある場合は、法により判決を改めなければならない。判決を改めた後、なお法定刑下限以下で刑に処すべきな場合は、本条第1号の規定に基づいて一級一級ごとに最高人民法院に報告してその再審査を受けなければならない。

第269条 最高人民法院に報告しその再審査を受ける法定刑下限以下で刑に処する事件については、事件の終結報告と判決書15部ずつ、及び全部の事件書類並びに証拠を移送しなければならない。

第270条 最高人民法院は、法定刑下限以下で刑に処する事件を審査するに際して許可した場合には許可裁定書を作成し、これを許可しない場合には原判決・原裁定を破棄して原審の人民法院に差戻して再審理させるか又はその他の人民法院に指定して改めて裁判させなければならない。

第271条 刑法第81条第1項の規定により最高人民法院に報告してその再審査を受ける犯人の具体的特殊な状況に基づいて執行の刑期の制限を受けない仮釈放事件については、次の各号に掲げる事情によりそれぞれに処理する。

- 一 中級人民法院が法により仮釈放の裁定を言い渡した後、直ちに高級人民法院に報告してその再審査を受ける。高級人民法院が仮釈放に同意した場合は、最高人民法院に報告してその再審査を受ける。高級人民法院が仮釈放に同意しない場合は、裁定で中級人民法院の仮釈放の裁定を破棄しなければならない。
- 二 高級人民法院が法により仮釈放の裁定を言い渡した場合は、最高人民法院に報告してその再審査を受けなければならない。

第272条 犯人の具体的特殊な状況で執行の刑期の制限を受けず最高人民法院に報告してその再審査を受ける事件については、仮釈放事件の報告・犯人の具体的特殊な状況の報告・仮釈放裁定書各5部、及び全部の事件書類を送付しなければならない。

第273条 犯人の具体的特殊な状況を有し執行の刑期の制限を受けない事件については、最高人民法院が許可した場合は許可の裁定書を作成し、許可しない場合は原裁定を破棄して仮釈放不許可裁定書を作成しなければならない。

一五 死刑の許可手続

第274条① 死刑は最高人民法院が許可する。ただし、法により高級人民法院に許可の権限を授けた場合はこの限りでない。

② 人民検察院が抗訴を提起したために人民法院が第二審手続に基づいて死刑の判決を改めた事件については、最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第275条 最高人民法院に報告しその許可を受ける死刑事件は、次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれに処理しなければならない。

- 一 中級人民法院が死刑を言い渡した第一審事件で、被告人が上訴をせず人民検察院も抗訴をしていない場合は、上訴・抗訴の期限が満了した日から3日以内に高級人民法院に報告してその許可を受ける。高級人民法院が死刑の判決に同意した場合は、法により裁定を下した後、最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。高級人民法院が死刑の判決に同意しない場合は、自ら審理するか又は差戻して再審理させなければならない。
- 二 中級人民法院が死刑を言い渡した第一審事件で、被告人が上訴を提起したか又は人民検察院が抗訴を提起した場合には、高級人民法院は終審裁定として死刑の判決を維持したとき、最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。
- 三 高級人民法院が死刑を言い渡した第一審事件で、被告人が上訴せず人民検察院も抗訴を提起していない場合は、上訴・抗訴の期限が満了した日から3日以内に、最高人民法院に報告してその許可を受ける。
- 四 法により最高人民法院が許可すべき死刑事件で、2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人が死刑執行猶予期間中において故意の犯罪を犯して死刑を執行すべき場合には、高級人民法院が最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第276条① 授權により高級人民法院が許可することのできる死刑事件については、中級人民法院は死刑の判決を言い渡した後、被告人が上訴をせず人民検察院も抗訴をしていない場合には、上訴・抗訴の期間が満了した日から3日以内に高級人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

② 高級人民法院は、死刑の判決に同意した場合には裁定で死刑を許可しなければならない。死刑の判決に同意しない場合には法により判決を改めなければならない。原判決の認定した事実が明らかでなく証拠が不十分であると認めた場合は、中級人民法院に差戻して再審理させなければならない。

第277条 授權により高級人民法院が許可することのできる死刑事件については、2年の猶予期間付き死刑を言い渡した犯人が死刑執行猶予期間中において故意の犯罪を確かに犯して死刑を執行しなければならない場合は、高級人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第278条① 中級人民法院が2年の猶予期間付き死刑を言い渡した第一審事件については、被告人も上訴せず人民検察院も抗訴しなかった場合は、高級人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

② 高級人民法院は、報告した2年の猶予期間付き死刑事件については、次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれに処理しなければならない。

- 一 2年の猶予期間付き死刑に同意した場合は、裁定で許可しなければならない。
- 二 原判決の認定した事実が明らかでなく、証拠が不十分と認める場合は、裁定で差

戻して再審理させなければならない。

- 三 原判決の量刑が重過ぎると認める場合は、法により判決を改めなければならない。

③ 高級人民法院が許可した 2 年の猶予期間付き死刑事件については、審級を高める方式で被告人の刑を重くしてはならない。

第279条 被告人が言い渡された死刑における数罪のうちに最高人民法院が許可すべきものがある場合、又は共同犯罪事件の部分の被告人が死刑を言い渡された罪のうちに最高人民法院が許可すべき罪がある場合は、全部の事件を最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第280条 死刑（2 年の猶予期間付き死刑を含む）の許可を報告すべき事件については、1 事件ごとに報告しなければならない。報告の資料には許可請求報告書・死刑（2 年の猶予期間付き死刑を含む）事件の総合的報告書・判決書各15部、及び全部の訴訟書類・証拠が含まれる。共同犯罪事件の場合は、全部事件の書類及び証拠を報告しなければならない。

- 一 許可を報告する報告書には事件名・事件状況の概要・審理の経緯・判決の結果が記載されなければならない。

- 二 死刑（2 年の猶予期間付き死刑を含む）事件の総合的報告書には次のような内容が記載されなければならない。

1、被告人の氏名・性別・生年月日・民族・学歴・職業・住所・経歴・逮捕・勾留・起訴の時間・現に拘禁されている場所。

2、被告人の犯罪事実には、犯罪の時間・場所・動機・目的・手段・結果・軽く処罰する情状及び重く処罰する等の情状・認定された犯罪の証拠・罪の認定と量刑の法的根拠が含まれる。

- 3、その他の説明する必要な事項。

第281条 死刑（2 年の猶予期間付き死刑を含む）の許可を報告する事件の訴訟書類及び証拠については、事件の具体的状況に基づいて次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- 一 逮捕状・勾留状・搜索状の複写。

- 二 押収された赃物・その他の物品の目録。

- 三 公安機関・国家安全機関の起訴意見書又は人民検察院の捜査終結報告書。

- 四 人民検察院の起訴状。

- 五 事件の審査報告書・法廷審理調書・合議廷評議の記録・裁判委員会討論決定記録。

- 六 被告人の上訴状又は人民検察院の抗訴状。

- 七 人民法院の判決書・裁定書・判決の宣告の記録・送達の領収通知書。

- 八 調査により確実になった事件の具体的な状況を証明できる肯定又は否定的な証拠には、証拠物又は証拠物の写真・証拠書類・証人の証言・被害者の陳述・被告人の供述及び弁解が含まれる。

第282条 高級人民法院は、死刑（2 年の猶予期間付き死刑を含む）事件を再審査し

又は許可するに際して、被告人を訊問しなければならない。

第283条 死刑（2年の猶予期間付き死刑を含む）事件を再審査するときは、次の各号に掲げる内容を全面的に審査しなければならない。

- 一 被告人の年齢、責任能力があるか否か、懐胎している女子であるか否か。
- 二 原審判決に認定された主要な事実が明らかであるか否か、証拠が確実で十分であるか否か。
- 三 犯行の情状、結果及び危害の程度。
- 四 原審判決に適用された法律は正しいか否か、死刑に処せられなければならないか否か、即時に執行しなければならないか否か。
- 五 法定又は酌量である軽く処罰する情状又は軽減する情状があるか否か。
- 六 その他審査しなければならない状況。

第284条 報告した死刑（2年の猶予期間付き死刑を含む）事件の全部を審査した後、合議廷は評議を行い、審理後に許可報告書を作成しなければならない。許可報告書には次の各号に掲げる内容が記載されなければならない。

- 一 事件の由来及び審理の経緯。
- 二 被告人及び被害者の簡略な状況。
- 三 事件が検挙された状況。
- 四 原審判決の要点及び公訴と弁護双方の意見。
- 五 事実及び証拠を審査した後の分析及び認定意見。
- 六 合議廷評議の意見及び裁判委員会の決定意見。
- 七 説明を必要とする問題。

第285条 死刑に処せられる事件を審査した後、事件の状況に基づいて次の各号に掲げる裁判をそれぞれに行わなければならない。

- 一 原審判決の認定した事実及び法律の適用が正確で、量刑が適当な場合は、裁定で許可する。
- 二 原審判決の認定した事実誤りがあり、又は証拠が不十分である場合は、裁定で原判決を破棄して原审に差戻して再審理させる。
- 三 原審判決の認定した事実が正確であるにもかかわらず、法律の適用に誤りがあり又は量刑が不当で、死刑の判決に同意しない場合は、判決を改める。
- 四 第一審人民法院又は第二審人民法院が法律に規定する訴訟手続に違反して公正な裁判に影響を与える可能性があると認める場合は、原判決を破棄して第一審人民法院又は第二審人民法院に差戻して再審理させる。

第286条 高級人民法院の再審査を経て原審人民法院に差戻して再審理させる事件については、再審理による判決・裁定に対して被告人は上訴を提起することができ、人民検察院は抗訴を提起することもできる。

第287条 共同犯罪事件のうち、一部の被告人が死刑に処せられた場合については、最高人民法院又は高級人民法院は再審査を行うに際して、全部事件を審査しなければならない。ただし、一部の被告人に対する再審査はその他の被告人に確定の判決・裁定を執行することに影響を与えない。審査のとき、その他の被告人に対し確定の判決・裁定

に確かに誤りがあると発見した場合は、原審人民法院に命じて再審理させることができる。

一六 押収又は凍結されている財物の処理

第288条① 人民法院は、確認するために押収又は凍結されている被告人の財物及びその果実を適切に保管しなければならない。いかなる組織体及び個人もこれを流用し又は密かに処理してはならない。

② 法により押収された貨幣又は有価証券については、その貨幣又は有価証券の名称・数量・額面を明確に記録しなければならない。貨幣は銀行の専用の口座に預け入れなければならない、確認するために銀行預金証書の名称及び内容を登録して調書に記入しなければならない。

③ 法により押収された物品については、確認するために物品の名称・規格・サイズ・数量・重量・質・品位・純度・色・新旧度・欠損の特徴・由来等を明確に記録して調書に記入しなければならない。

④ 法により押収された文物・金銀・宝石・貴重な書画・禁制品については速やかに鑑定を行わなければならない。

⑤ 押収された物品は、速やかに関係規定に基づいて価格を確定しなければならない。

第289条 被害者の合法的な財産については、明確な被害者がいる場合には、押収又は凍結した機関はこれを速やかに被害者に返還しなければならない。ただし、撮影・鑑定・価格の確定を必要とする場合は、調書に返還の理由を記入して原物の写真・目録・被害者の領収書を調書に記入しなければならない。

第290条 貨幣及び有価証券などを証拠として使用する実物については、事件書類とともに移送しなければならない。開廷して審理するとき、法廷に開示及び質問を経た後に、法廷に送付する。休廷又は閉廷のときに、送付の手續に誤りのないことを確認した後、担当者は目録に署名して差し押さえなければならない。上訴・抗訴により第二審手續が開始された場合には、第一審人民法院は以上の証拠についての移送手續を行い、第二審人民法院に移送しなければならない。

第291条① 次の各号に掲げる移送することができない実物については、人民法院は事件を受理するに際して、関係する証拠資料を付しているか否かを審査しなければならない、価格の確定を必要とする場合は、認定結果を付しなければならない。

- 一 大型で運搬に不便な物品について、押収した機関は目録を作成するとともに、存在の場所を明記して原物の写真及び差押書類を付している。
- 二 腐りやすく、変質しやすく又は保管しにくい物品について、押収した機関はこれを競売した後、原物の写真・目録・競売対価の証書（複写）を事件書類とともに移送する。
- 三 禁制品・銃器・弾薬・爆発しやすく燃えしやすい物品・劇毒物品・その他の危険品について、押収した機関は国家の関係規定により処理した後、原物の写真及び目録を事件の種類とともに移送する。

② 差押又は押収された貨幣及び有価証券等の移送しない物品について、人民法院は事件を受理するときには、原物の写真・目録・その他の証明文書を付しているか否かを審査しなければならない。

第292条 人民法院は、事件を受理するに際して、捜査機関に凍結されている金融機関の預金について、金融機関による証明文書の原本を付しているか否かを審査しなければならない。人民法院は、言い渡した判決が確定した後、金融機関に通知して国庫に納めさせるとともに、判決書を関係財政機関に移送しなければならない。金融機関は、執行通知書を受け取った後15日以内に人民法院に執行完了通知書を送付しなければならない。

第293条 差押又は押収された赃物が移送することのできない場合には、人民法院の判決が確定した後、原审の人民法院は差押又は押収した機関に通知して国庫に納めさせるとともに、その通知及び判決書を関係財政機関に送達する。差押又は押収した機関は、執行通知書を受け取った後15日以内に人民法院に執行完了通知書を送付しなければならない。

第294条① 人民法院が押収又は凍結した赃物及びその果実について、人民法院の言い渡した判決が確定した後、原审人民法院は確定した法律書類に基づいて処理する。法により被害者に返還する物を除く赃物は、一律没収して国庫に納めなければならない。法律に別に定めがある場合はこの限りでない。

② 被疑者が死亡したために、人民検察院又は公安機関が、被疑者の預金・送金等を凍結する金融機関に通知して当該被疑者の預金・送金等を国庫に納めるか又は被害者に返還することを人民法院に申請した場合には、人民法院は関係する証拠、書類を審査したうえで、裁定を行わなければならない。

第295条 押収又は凍結された当該事件と関係のない財物について、既に目録に登録している場合には、人民法院は押収又は凍結した機関に通知して法により処理させなければならない。被告人が財産刑に処せられた場合には、人民法院は、押収又は凍結した機関に通知してそれらが被告人に返還しようとする財物で財産刑を執行するためにこの財物を人民法院に移送させなければならない。

一七 裁判監督手続

第296条 各級人民法院は、当事者・その法定代理人・近親者が発効した判決・裁定に対して提起した申立てについて登録するとともに、真剣に審査して処理しなければならない。

第297条 人民法院は、審査を経て、刑事訴訟法第203条の規定に適合していない申立てについては、信書又は直接相談として処理する。

第298条 申立てを受理して審査するのは、原則として確定した判決・裁定を言い渡した人民法院が行う。上級人民法院に直接に申立てを行った場合には、確定した判決・裁定を言い渡した人民法院の処理を受けなかったとき、上級人民法院はこれを当該人民法院に送付して審査させるとともに、申立人に告知することができる。事件の状況が複雑で重大であるか、又は確定した判決・裁定を言い渡した人民法院が審査して処理した

後、まだ申立てを提出した場合には、上級人民法院は直接に受理して審査することができる。下級人民法院は一級上の人民法院に移送して審査させることを請求することもできる。

第299条 原審の人民法院が申立てを審査し処理するとき、上級人民法院が申立てを直接に処理するとき、及び下級人民法院が移送を受けて申立てを審査し処理するとき、申立ての調書を作成しなければならない。

第300条 第二審人民法院は、当該法院の第一審人民法院を維持する裁判を不服とする申立てについては、第一審人民法院に送付して審査させることができる。第一審人民法院は、審査した後、審査報告書を作成し処理の意見を提出して第二審人民法院に報告しなければならない。

第301条 最高人民法院の許可した死刑事件に対する申立て、又は授權により高级人民法院の許可した死刑事件に対する申立てについては、原許可した人民法院は直接に処理することができ、原審人民法院に送付して審査させることもできる。原審人民法院は審査報告書を作成し、処理の意見を提出して一級一級ごとに原許可の人民法院に報告しなければならない。

第302条 人民法院は、申立てを受理した後3箇月以内に決定を行わなければならない、遅くとも6箇月を超えてはならない。審査を経て、刑事訴訟法第204条の規定する事情の一つがあると認めた場合には、院長の提議に基づいて裁判委員会は改めて裁判することを決定することができる。刑事訴訟法第204条に規定する申立てに該当していない場合は、申立人に申立てを撤回することを説得することができる。申立人が申立てを強く主張する場合には、書面で却下しなければならない。

第303条 申立人が申立てを却下した決定を不服とする場合には、一級上の人民法院に申立てすることができる。一級上の人民法院は、審査を経て申立てが刑事訴訟法第204条の規定に該当していないと認める場合には、これを却下しなければならない。二級にわたる人民法院の処理を経てなお申立てを提起した場合は、新たな理由がない限り人民法院はこれを受理しないことができる。

第304条 各級人民法院院長が、当該法院の確定した判決・裁定で事実の認定又は法律の適用に確かに誤りがあると認め、裁判委員会に送付して再審を決定した事件については、別に合議廷を構成して再審しなければならない。

第305条 最高人民法院は各級人民法院の確定した判決・裁定に対し、又は上級人民法院は下級人民法院の確定した判決・裁定に対し確かに誤りがあると発見した場合には、下級人民法院に再審を命ずることができる。原判決・原裁定に認定された事実が正確であるにもかかわらず、法律の適用には誤りがあり、事件の状況が疑義のあり、複雑で重大であり、又はその他の原審人民法院が審理させることが適切でない場合には、上級人民法院は自ら審理することができる。

第306条 最高人民検察院が各級人民法院の確定した判決・裁定に対し、又は上級人民検察院が下級人民法院の確定した判決又は裁定に対して、誤りを発見して裁判監督手続に基づいて同級人民法院に抗訴を提起した事件については、抗訴を受理した人民法院は別に合議廷を構成して再審しなければならない、原判決の認定した事実が明らかでない

か又は証拠が不十分である場合には、下級人民法院に命じて再審させることができ、抗訴を提起した人民検察院に再審決定書を送付しなければならない。

第307条 人民法院が裁判監督手続による再審を決定する事件については、人民検察院が抗訴を提起した事件を除いて、再審決定書を作成しなければならない。再審の期間 は原判決・原裁定の執行を停止しない。

第308条 人民法院は、裁判監督手続により改めて審理する事件について、原判決・原裁定の認定した事実、証拠及び法律の適用を全面的に審査しなければならない。

第309条 人民法院が裁判監督手続により改めて審理する事件については、当該事件が第一審事件である場合には、第一審の手続により裁判し、この判決・裁定に対して上訴・抗訴を提起することができる。当該事件が第二審事件であるか又は上級人民法院が自ら審理する事件である場合には、第二審手続により裁判し、この判決・裁定は終審の判決・裁定とする。

第310条 裁判監督手続により再審する刑事自訴事件については、法により判決・裁定を言い渡す。附帯民事の部分は、調停で解決することができる。

第311条 再審事件の審理期限は、刑事訴訟法第207条の規定により執行する。

第312条 再審事件が改めて審理を経て、次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれに処理しなければならない。

- 一 原判決・原裁定の認定した事実及び適用した法律が正確で、量刑が適当な場合は、裁定で申立て又は抗訴を却下しなければならない。
- 二 原判決・原裁定の認定した事実誤りがなくにもかかわらず、適用した法律に誤りがあるか又は量刑が適当でない場合は、判決を改めなければならない。第二審手続により審理する事件で、被告人に死刑を処すべきと認める場合は、直接に判決を改めた後、最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。
- 三 被告人に対し併合罪として処罰すべき事件については、原判決・原裁定が別々に罪を認定せず量刑をしていない場合は、原判決・原裁定を破棄し、改めて罪を認定し量刑をして、執行の刑罰を決定しなければならない。
- 四 第二審手続により審理する事件については、原判決・原裁定の認定した事実が明らかでなく証拠が不十分である場合は、事実を明らかにした後、判決を改めることができ、裁定で原判決を破棄して原審人民法院に差戻して再審理させることもできる。原判決・原裁定の認定した事実が明らかでなく証拠が不十分であり、再審を経ても明らかにすることはできず、証拠が不十分で、被告人を有罪とする原審の判決が認められない場合は、本解釈第176条第4号の規定を参照して、被告人に無罪を言い渡ししなければならない。

一八 涉外刑事事件の審理手続

第313条 本解釈において涉外刑事事件とは、次の各号に掲げる事件を指す。

- 一 中華人民共和國領域内、外国人による犯罪又はわが国の公民が外国人の合法的権利を侵害する刑事事件。
- 二 中華人民共和國領域外で、刑法第8条及び第10条の規定する事情に該当する外国

人による中華人民共和国の国家又は公民に対する犯罪及び中国の公民による犯罪。

三 刑法第9条の規定する事情に該当し、中華人民共和国が国際条約の義務を負う範囲内で管轄権を行使する事件。

第314条 外国人の国籍については、その者が入国するときの有効な証明書によって確定される。国籍が不明な場合には、公安機関は外事部門と確定した基準による。国籍を確かに確定することのできない場合は、無国籍人として涉外刑事事件の審理手続を適用する。

第315条 外交の特権及び免除権を享有する外国人の刑事責任問題については、外交ルートを通じて解決する。

第316条 外国国籍を持つ被告人は、刑事訴訟においてわが国の法律の規定する訴訟権利を享有するとともに、義務を負う。

第317条 中華人民共和国が締結し又は参加した国際条約には刑事訴訟手続に関する具体的規定がある場合は、当該国際条約の規定を適用する。ただし、わが国の声明した保留条項はこの限りでない。

第318条 人民法院は、涉外刑事事件を審理するに際して公開で行わなければならない。ただし、国家の秘密又は個人のプライバシーにかかわる事件は、公開しないで審理する。公開して審理する事件については、人民法院が発行する傍聴証をもって入場して傍聴することができる。

第319条① 人民法院は、涉外刑事事件を審理するに際して、中華人民共和国に通用する言語及び文字を使用するが、外国国籍を持つ被告人のために通訳及び翻訳を提供しなければならない。外国国籍を持つ被告人が中国の言語及び文字を通じて他人の翻訳通訳を拒否した場合は、本人が書面の声明を提出するか又はその者の口頭声明を調書に記録しなければならない。訴訟文書は中国語の文書とするが、被告人が分かる外国語の訳本を付すべき場合は訳本には人民法院の公印を押さないで中国語の文書を基準とする。翻訳通訳の費用は被告人が負担する。

② 外国国籍を持つ被告人が訴訟文書の受領を拒否した場合は、本解釈第104条第3項の規定により処理する。

第320条① 外国国籍を持つ被告人が弁護士を依頼する場合、又は附帯民事訴訟の原告人・自訴人が弁護士を依頼して訴訟を代理させる場合は、中華人民共和国の弁護士資格を有し、かつ、執務証明書を有する弁護士を依頼しなければならない。

② 外国国籍を持つ被告人が弁護人を依頼していない場合には、人民法院はその者のために弁護人を指定することができる。被告人が弁護人を拒否した場合には、その者が書面の声明を提出するか又は口頭声明を調書に記入したときには、人民法院は許可する。

③ 中華人民共和国領域外に居住している外国人が中国の弁護士又は中国公民に郵送する授權委託書は、その所在国の公証機関の証明、その者の所在する国の外務省又はその他の授權を受けた機関の承認を受けて、かつ、当該国に駐在する中国大使館又は領事館の認可を経たうえで、法律の効力を有する。ただし、中国と当該国との間には、相互に

認可を免除する協定を有する場合はこの限りでない。

第321条 人民法院は、涉外刑事事件の審理及びその処理結果を速やかに当地の外事部門に通知しなければならない。

第322条 涉外刑事事件の被告人及び人民法院の認定したその他の被疑者に対しては、出国を制限することを決定することができる。開廷で審理する事件で、証人が出廷しなければならない場合は、暫時的に出国しないよう要求することができる。出国制限の決定は同級の公安機関又は国家安全機関に通知しなければならない。

第323条 人民法院が外国人又は中国公民の出国を制限することを決定した場合は、口頭又は書面で出国の制限を受けた者に通知しなければならず、その者の旅券又はその他の出国証明書を留置する方法を講じて、事件の審理を終結するまで出国させてはならない。

第324条 出入国検査場所で外国人又は中国公民の出国を阻止する必要がある場合には、人民法院は出国阻止通知書を作成しなければならず、出国を阻止する出入国検査場所が当該省・自治区・直轄市に置かれる場合には、当該省・自治区・直轄市の公安庁（局）に阻止の手続を移転しなければならない。出国を阻止する出入国検査場所が当該省・自治区・直轄市にない場合には、関係する省・自治区・直轄市の公安庁（局）を通じて阻止手続を行わなければならない。緊急の状況の下で、確かに必要がある場合には、先に出入国検査場所に阻止手続を移送してその後阻止手続を補完することができる。

第325条① 中華人民共和国の締結し又は参加した国際条約に基づいて、又は対等優遇の原則に照らしてわが国の法院と外国の法院とは相互に請求し、一定の訴訟行為を代理することができる。

② 外国法院の請求する事項が中華人民共和国の主権、安全又は社会の公共利益と合わないか又は中国の法律に反する場合は、それを却下しなければならない。わが国の法院の職権範囲に所属しない事項については、差戻すとともに、その理由を説明しなければならない。

第326条 わが国と司法共助協定を結んだ国家の法院に一定の訴訟行為の代理を請求する場合には、当該訴訟行為の所在する省・自治区・直轄市の高級人民法院は最高人民法院に報告してその同意を受けなければならない。わが国と司法共助協定を結んだ国家の法院は、わが国の法院に一定の訴訟行為の代理を請求する場合には、最高人民法院はこれを審査して伝送しなければならない。

第327条 中華人民共和国領域外で居住している当事者に訴訟文書を送達する場合は、次の各号に掲げる方式を採用する。

- 一 外交ルートを通じて送達する。
- 二 中国国籍を持つ当事者に送達する場合は、わが国の大使館又は領事館に委託して送達させることができる。
- 三 当事者の所在する国の法律が郵送送達を認める場合は、郵送で送達することができる。
- 四 当事者の所在する国がわが国と刑事司法共助協定を結んだ場合は、協定に規定す

る方式により送達する。

- 五 当事者が自訴事件の自訴人又は附帯民事訴訟の原告人で、訴訟代理人を有する場合は、その訴訟代理人が送達することができる。

第328条 人民法院がわが国と国交関係を結んだ国家の法院との間に、外交ルートを通じて相互に法律文書の送達を請求する場合は、相互待遇の原則により処理する。ただし、当該国がわが国と既に司法共助協定を結んだ場合はこの限りでない。

第329条 外国の法院が外交ルートを通じてわが国の法院に対し、わが国の公民及び中国に駐在している第三国の当事者に刑事法律文書を送達することを請求する場合は、次の各号に掲げる手続に基づいて処理する。ただし、司法共助協定を結んだ場合はこの限りでない。

- 一 当該国の中国に駐在する大使館又は領事館が法律文書を中国外交部に送付してから、中国外交部はこれと関係のある高級人民法院に転送する。当該高級人民法院がこれを審査した後、代理して送達できると認める場合は、関係のある中級人民法院を指定して当事者に送達させる。請求側が送達受領通知書を付している場合には、当事者は送達受領通知書に署名しなければならない。送達受領通知書を付していない場合は、送達を担当する中級人民法院が送達証明書を提出する。送達受領通知書又は送達証明書は高級人民法院が外交部領事司を通じて請求側に転送する。
- 二 送達を受ける当事者が外交特権又は免除権を享有する場合は、送達しない。人民法院の職権範囲に属しないか又は住所不明若しくはその他の事由で送達することのできない場合は、関係のある高級人民法院は送達不能の事由を明記して、外交部領事司を通じて請求側に事情を説明して差戻す。

第330条 中国に駐在している外国の大使館又は領事館は、外交ルートを通じてわが国の法院に対して、中国にいる当該国の国民に法律文書を送達することを請求する場合には、本解釈第329条の規定を準用する。

第331条 人民法院が外交ルートを通じて、外国当事者に法律文書を送達する場合は、次の各号に掲げる手続に基づいて処理する。

- 一 送達を請求した法律文書については、高級人民法院の審査を受け、高級人民法院が外交部領事司を通じて転送しなければならない。
- 二 送達を受ける当事者の外国語の氏名・性別・年齢・国籍・詳細な住所を正しく明記するとともに、当該事件の基本的状況を書面で外交部領事司に通知しなければならない。
- 三 請求を受ける側の法院の名称を明記している送達請求書を付しなければならない。請求を受ける側の法院の名称が不明である場合は、当該当事者の所在する地区の主管法院を送達させることを請求することができる。送達する法律文書には請求を受ける側の公式の通用文字又は当該国の同意した第三国文字の訳本を付しなければならない。請求を受ける側が、請求書又は法律文書に対して公証若しくは認証等の特別の要求を有する場合には、外交部領事司はこれを高級人民法院に通知する。

第332条 人民法院は、外国にいる中国国籍の当事者に法律文書を送達することを中国の大使館又は領事館に依頼する場合には、次の各号に掲げる手続に基づいて処理する。

- 一 依頼を送達する法律文書が高級人民法院の審査を受け、高級人民法院は外交部領事司に送付して転送させなければならない。
- 二 送達を受ける当事者の外国語の氏名・性別・年齢・詳細な住所を正しく明記するとともに、当該事件の基本的状況を書面で外交部領事司に通知しなければならない。

第333条 わが国の法院が外国の法院と外交ルートを通じて相互に法律文書の送達を請求する費用は、最高人民法院・外交部・司法部の「わが国の法院が外国の法院と外交ルートを通じて相互に法律文書の送達を委託することと証拠収集の費用の徴収方法に関する通知」を参照して行う。

第334条 外国の国籍を持つ被告人が勾留され、裁判され又は事件の審理中に死亡した場合は、その者の所属する国の中国に駐在する大使館又は領事館に通知するとともに、関係規定に基づいて処理しなければならない。

第335条 外国の法院がわが国の法院に司法共助を請求する請求書及び付属文書は、中国語の訳本又は国際条約に規定するその他の文字の文書を付しなければならない。

第336条 涉外刑事事件を審理する過程におけるその他の事項は、本解釈の関係する規定及びその他の関係規定に基づいて処理する。

一九 執行の手続

第337条① 判決・裁定は、法律の効力を発効した後に執行する。

② 次の各号に掲げる判決・裁定は、法律の効力を発行した判決・裁定とする。

- 一 法定の期限を既に過ぎており、上訴・抗訴をしなかった判決・裁定。
- 二 終審の判決・裁定。
- 三 高級人民法院の許可した2年の猶予期間付き死刑の判決・裁定、及び最高人民法院の授權に基づいて高級人民法院の許可した死刑の判決・裁定。
- 四 最高人民法院の許可した死刑の判決・裁定。

第338条 最高人民法院の言い渡したか又は許可した即時に執行する死刑の判決・裁定は、最高人民法院院長が死刑執行命令を発布しなければならない。最高人民法院が高級人民法院に授權をして高級人民法院の許可した死刑即時執行の判決・裁定は、高級人民法院院長が死刑執行命令を発布しなければならない。

第339条① 2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人が、死刑執行猶予の期間中に於いて、故意の犯罪を犯した場合は、人民檢察院が公訴を提起しなければならない。犯人が刑を服役している地の中級人民法院が法によりこれを審理して、この判決に対して上訴・抗訴を提起することができる。

② 故意の犯罪を構成したと認めた判決・裁定が法律の効力を発効した後、判決・裁定を言い渡した人民法院は本解釈第275条第4号又は第277条の規定に基づいて上級人民法院に報告するか、又は最高人民法院は死刑を執行することを許可する。上級人民法院

又は最高人民法院が許可した場合は、犯人の服役地の中級人民法院に移送して死刑を執行させる。

第340条 2年の猶予期間付き死刑の期間が満了した後、減刑しなければならない場合には、人民法院は速やかに減刑をしなければならない。2年の猶予期間付き死刑の期間が満了した後、有期懲役に減刑する場合には、その刑期は死刑執行猶予の期間が満了した日から起算する。

第341条 最高人民法院及び高級人民法院の言い渡した死刑執行命令は、高級人民法院が原审人民法院に送付して執行させる。原审人民法院は死刑執行命令を受け取った後、7日以内に執行しなければならない。

第342条① 下級人民法院が死刑執行命令を受け取った後、次の各号に掲げる事情の一つを発見した場合は、執行を停止しなければならない、直ちに死刑を許可した人民法院に報告して、その人民法院が裁定を行う。

- 一 執行する前に裁判に誤りがある可能性のあることを発見した場合。
- 二 執行する前に犯人が重大な犯罪事実を告発するか又はその他の重大な功績を立てる行動を有するために、判決を改める可能性のある場合。
- 三 犯人が懐胎している場合。

② 前項第1号及び第2号の執行停止事由が消滅した後、死刑を許可した人民法院院長は再度に死刑執行命令を発布しなければ執行してはならない。前項第3号の原因により執行が停止される場合は、死刑を許可した人民法院に報告してその判決を改める。

第343条 死刑を執行する前に、犯人がその近親者との面会を請求するか、又はその近親者が犯人との面会を請求した場合は、人民法院が許可することができる。

第344条 人民法院は、犯人に死刑を執行する3日前までに同級人民検察院に通知して執行現場に要員を派遣させなければならない。

第345条① 死刑は銃殺又は注射等の方法によって執行される。

② 注射の方法で死刑を執行する場合は、指定されている刑場又は拘禁されている場所内で執行しなければならない。具体的な手続は、関係する規定を参照する。

③ 銃殺又は注射以外の方法で死刑を執行する場合は、事前に最高人民法院に報告してその許可を受けなければならない。

第346条① 死刑を執行する前に、執行を指揮する裁判員は犯人を確認して、遺言又は遺書があるか否かを尋ねて、調書を作成した後、執行する人員に送付して死刑を執行させる。

② 死刑の執行は公示しなければならない。町を回るか又はその他の執行される者の人格を侮辱する行為を禁止する。

第347条 死刑を執行した後、法医は犯人は確かに死亡したことを確認し、現場にいる書記官は調書を作成しなければならない。執行した人民法院は死刑を執行する状況(死刑を執行する前後の写真)を速やかに一級一級ごとに最高人民法院に報告しなければならない。

第348条 死刑を執行した後、執行の責任を負う人民法院は次の各号に掲げることを行わなければならない。

- 一 死刑を執行された犯人の遺書又は遺言の調書を速やかに審査して、財産の相続・債務の賠償・私事の委託等の内容にかかわる場合は、遺書又は遺言の調書をその家族に送付するとともに、複写した文書を保存しなければならない。事件の手がかり等にかかわる問題は、関係する機関に送付しなければならない。
- 二 期限内に犯人の死体を受領することを犯人の家族に通知する。火葬の条件を有する場合は、遺骨を受領することを通知する。期限を過ぎても受領しない場合は、人民法院は関係する組織体に通知して処理させる。死刑を執行された犯人の死体又は遺骨の処理状況は、事件の書類に記録されなければならない。
- 三 外国国籍を持つ犯人に死刑を執行した後、中国に駐在している外国大使館又は領事館に通知する手続及び期限は、関係する規定に参照して処理する。

第349条 2年の猶予期間付き死刑・無期懲役・有期懲役に処せられた犯人については、言い渡した人民法院は判決書・裁定書・人民検察院の起訴状謄本・自訴状の複写・人民法院の執行通知書・事件終結登録表を看守所に送達して、公安機関は犯人を監獄に移送する。

第350条 収監執行決定書は、執行する公安機関及び監獄にそれぞれ送達しなければならない。犯人を拘禁して刑罰を執行しなければならないにもかかわらず、判決が確定する前に犯人が拘禁されなかった場合は、人民法院は確定した判決書・裁定書に基づいて犯人を拘禁して、公安機関に移送しなければならない。

第351条 拘留に処せられた犯人については、判決・裁定が確定した後、人民法院は判決書・裁定書・人民検察院の起訴状謄本・自訴状の複写・執行通知書・事件終結登録表を速やかに公安機関に送達しなければならない。

第352条 執行通知書の受領書は、拘留所が押印して、人民法院の訴訟書類に付する。

第353条 有期懲役又は拘留に処せられた犯人については、刑事訴訟法第214条第1項ないし第5項の事情の一つがあり、人民法院は暫定的に監獄外で執行することを決定する場合には、「暫定的に監獄外で執行する決定書」を作成し、犯人の基本的な状況、判決の確認した罪名及び刑罰、暫定的に監獄外で執行する決定の理由、根拠等を明記するとともに、人民検察院及び犯人居住地の公安機関に送達しなければならない。

第354条 判決・裁定が確定した後、公安機関が犯人を監獄に移送するにもかかわらず、監獄がこれを収監していない場合には、監獄は書面でその理由を説明しなければならない。公安機関は執行通知書を人民法院に差戻しなければならない。人民法院は、審査を経て監獄が収監していない犯人が刑事訴訟法第214条に規定する暫定的に監獄外で執行する条件に該当しないと認める場合には、犯人を監獄に収監して執行することを決定しなければならない。収監執行決定書は、犯人を移送した公安機関及び監獄にそれぞれに送達しなければならない。

第355条 第一審人民法院が拘留又は有期懲役の執行猶予を言い渡した犯人については、その判決が法律の効力を発効しない限りは執行してはならない。執行猶予を言い渡された犯人が拘禁されている場合には、第一審人民法院は先に強制措置を変更することを決定して居住監視又は立保証を改めるとともに、関係する公安機関に通知する。判決が法律の効力を発効した後、法律文書を当地の公安機関に送達しなければならない。

第356条 執行猶予又は仮釈放を言い渡された犯人が執行猶予又は仮釈放の考察期間中において、新たな罪を犯すか又は判決を言い渡す前にその他の罪に判決を言い渡しなかったことが発見され、執行猶予又は仮釈放を取り消さなければならない場合には、新たな罪を審判する人民法院は、新たな罪を裁判するとき、原判決・原裁定の執行猶予又は仮釈放を取り消さなければならない。原審の上級人民法院の判決・裁定が執行猶予又は仮釈放を言い渡した場合でも、新たな罪を審判する下級人民法院は、原判決・原裁定の執行猶予又は仮釈放を取り消すこともできる。新たな罪を審判する人民法院は、原審判決・裁定の執行猶予又は仮釈放を取り消した後、原審の人民法院及び執行機関に通知しなければならない。

第357条① 執行猶予又は仮釈放を言い渡された犯人が執行猶予又は仮釈放の観察期間中において、法律・行政法規・國務院公安部門の執行猶予又は仮釈放に関係する監督管理規定に違反して、法により執行猶予又は仮釈放を取り消さなければならない場合には、執行猶予又は仮釈放を言い渡した人民法院は、同級公安機関の執行猶予又は仮釈放を取り消す意見書を受け取った日から1箇月以内に法により裁定を行わなければならない。

② 人民法院が執行猶予又は仮釈放を取り消す裁定は、言い渡した後に直ちに効力を発する。

第358条① 法律的効力を発行した刑事判決・裁定・調停書において財産に関わり執行すべき場合は、原審人民法院がこれを執行する。

② 附帯民事判決における財産の執行については、民事訴訟法及び最高人民法院の関係規定に照らして処理する。

第359条① 罰金は判決に規定する期限内に一回又は数回に納める。期限が満了しても正当な理由がなく納めない場合には、人民法院は強制的に納めさせなければならない。強制的に納めさせても罰金の全額を納付しなかった場合には、人民法院はいつでもこれを納付させることができる。言い渡した主刑を執行したとしても、執行できる財産があると発見した場合も同様である。

② 不可抗力の災害にあったために罰金を納付することに確かに困難がある場合には、犯人は人民法院に減免を申請することができる。人民法院は、この事実を明らかにした後、原判決に確定された罰金額を減免することを裁定することができる。

③ 行政機関が被告人に対して同一の事実について過料を科したと同時に、人民法院が罰金に処する場合は、その過料部分を罰金額に換算しなければならない。

第360条 財産刑に処せられた犯人、又は附帯民事訴訟の判決・裁定に財産を執行する内容がある被告人については、当地で執行を供にする財産がない場合には、人民法院はその者の財産の所在地の人民法院に依頼して代理執行させることができる。代理執行する人民法院は、執行した後、又は執行できない場合には、関係する事情を速やかに依頼の人民法院に通知しなければならない。代理執行する人民法院は財産刑に執行された財産を直接に国庫に納めることができる。賠償しなければならない財産については、執行する人民法院は依頼された人民法院にこれを移送して、依頼された人民法院が返還を行う。

第361条 2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人は、死刑執行猶予期間中、故意の罪を犯さなかった場合には、死刑執行猶予2年期間が満了した後、減刑を裁定しなければならない。死刑執行猶予2年期間が満了した後減刑を裁定する前に、さらに新たな罪を犯した場合は、法により減刑した後、その新たな犯罪に対して別に審理しなければならない。

第362条① 減刑又は仮釈放の事件については、次の各号に掲げる事情に基づいてそれぞれに処理する。

- 一 2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人に対する減刑については、犯人の服役地の高級人民法院は、省・自治区・直轄市の監獄管理機関が審査同意した監獄による減刑建議書に基づいて裁定を行う。
- 二 無期懲役に処せられた犯人に対する減刑又は仮釈放については、犯人の服役地の高級人民法院は、省・自治区・直轄市の監獄管理機関が審査同意した監獄による減刑又は仮釈放建議書に基づいて裁定を行う。高級人民法院は減刑又は仮釈放建議書を受け取った日から1箇月以内に法により裁定を行わなければならない。事件の状況が複雑であるか又は事情が特別である場合は、1箇月延長することができる。
- 三 有期懲役に処せられた（有期懲役に減刑した場合を含む）犯人に対する減刑又は仮釈放については、犯人の服役地の中級人民法院は、当地の執行機関の提出した減刑又は仮釈放の建議書に基づいて裁定を行う。中級人民法院は、減刑又は仮釈放建議書を受け取った日から1箇月以内に法により裁定を行わなければならない。事件の状況が複雑であるか又は状況が特別である場合は、1箇月延長することができる。
- 四 拘留に処せられた犯人に対する減刑については、犯人の服役地の中級人民法院は、当地の同級執行機関の提出した減刑建議書に基づいて裁定を行う。
- 五 管制に処せられた犯人に対する減刑については、犯人の服役地の中級人民法院は、当地の同級執行機関の提出した減刑建議書に基づいて裁定を行う。
- 六 執行猶予に処せられた犯人が執行猶予考察期間中において重大な功績を立てた行動があったために、減刑を必要とするとともに執行猶予考察期間を短くする必要がある場合には、考察を担当する公安派出所と犯人の所在する勤め先又は基層組織とは意見書を提出して、犯人所在地の中級人民法院は当地の同級執行機関の提出した減刑建議書に基づいて裁定を行う。
- 七 公安機関の看守所に拘禁されている犯人に対する減刑又は仮釈放については、犯人の所在する看守所が意見を提出して、当地の中級人民法院は当地の同級執行機関の提出した減刑又は仮釈放建議書に基づいて裁定を行う。

② 前項第4号ないし第7号に規定する減刑又は仮釈放については、人民法院は減刑又は仮釈放建議書を受け取った日から1箇月以内に法により裁定を行わなければならない。

第363条① 人民法院は、減刑又は仮釈放の事件を受理するに際して、執行機関の移送した資料に次の各号に掲げる内容が含まれているか否かを審査しなければならない。

- 一 減刑建議書又は仮釈放建議書。
- 二 終審法院の判決書・裁定書・これまでの減刑裁定書の複写。
- 三 犯人に確かに改悛の情があり、又は功績若しくは重大な功績を立てた行動の具体的な事実に関する書面証明資料。
- 四 犯人評価鑑定表及び奨励懲罰審査表等。

② 審査を経て、前項に規定する資料が具備している場合は、受理しなければならない。資料が具備していない場合は、減刑又は仮釈放を申請した執行機関に通知して補完させる。

第364条 人民法院は、減刑又は仮釈放を審理するに際して、法により合議廷を構成しなければならない。

第365条 減刑又は仮釈放の裁定は、速やかに執行機関・同級の人民検察院・仮釈放の犯人を監督する公安機関・犯人本人に送達しなければならない。人民検察院は、人民法院による減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認める場合には、裁定書の謄本を受け取った後20日以内に人民法院に書面の是正意見を提出しなければならない。人民法院は是正意見書を受け取った後、再び合議廷を構成して審理するとともに、1箇月以内に最終の裁定を行わなければならない。

二〇 附 則

第366条 本解釈に関係する規定は、軍事法院及び鉄道運輸法等の専門法院に準用する。

第367条 本解釈が公布される前の刑事訴訟手続に関する司法解釈が本解釈と重複するか又は抵触する場合は、本解釈を基準とする。